

II 活動報告

1. 庁内オープン・ゼミ

せたがや自治政策研究所の研究員の政策形成能力の向上を図ることを目的として平成 19 年度より実施していた「政策研究塾」を、令和元年度より内容により全庁から聴講生を募って開催する形式に変更し実施している。令和 2 年度からは研究所の研究成果や研究のプロセスで得られた様々な知見を庁内職員で共有し、職員同士で考え、議論できるオープンな場として「庁内オープン・ゼミ」を開催した。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策として、人数を制限した区民会館ホールでの実施とし、参加できない職員向けには映像データを庁内公開サイトに掲載し、後日視聴できるようにした。参加者には事前に質問事項を書面で募集、内容に反映し、ディスカッションのテーマに取り上げた。実施後のアンケート調査も行い、Newsletter 25 号に掲載し概要とともに庁内周知を行った。

(1) 本年度開催概要

テーマ	新型コロナウイルス感染症による東京の人口動向と区政運営への影響
講師	三菱 UFJ リサーチコンサルティング自治体経営改革室長 大塚敬氏
日時	11 月 6 日 (金)
会場	世田谷区民会館ホール
参加者	41 名 (管理職 9 名、係長級 19 名、主任・係員 9 名、会計年度任用職員 4 名)

(2) これまでのテーマ (平成 19～令和元年度)

年度	テーマ	開催回数
平成 19 年度	分権時代の区政のあり方と今後の展開	全 6 回
20 年度	地域における「知識」の創造・「地縁」の発展・「智慧」の融合	全 5 回
21 年度	ソーシャルビジネス	全 3 回
22 年度	大学連携	全 3 回
23 年度	超高齢社会を乗り越える	全 2 回
25 年度	都区制度改革	全 3 回
26 年度	世田谷区におけるオープンデータ利活用の今後の方向性	全 2 回
27 年度	人口減少社会を考える	全 2 回
29 年度	100 万人都市世田谷の自治体経営を考える	全 4 回
	非正規シングル女性の貧困	全 2 回
30 年度	自治体経営のあり方	全 4 回
	データを活用した政策立案	全 4 回
	世田谷区の就業構造の変化	全 1 回

令和元年度	自治体経営のあり方研究 特別ゼミ	全3回
2年度	新型コロナウイルス感染症による東京の人口動向と 区政運営への影響	全1回

2. 特別区長会調査研究機構への参加

特別区長会調査研究機構は平成30年6月、特別区長会が、特別区及び地方行政に関わる課題について、大学その他の研究機関、国及び地方自治体と連携して調査研究を行うことにより、特別区長会における諸課題の検討に資するとともに、特別区の発信力を高めることを目的として設置した。平成31年4月から、広く特別区の行政運営に資する課題等について調査研究を行っており、せたがや自治政策研究所では「将来人口推計のあり方」に提案区として参加しているほか、平成31年度より引き続き「SDGs」にメンバーとして参加している。

(1) 将来人口推計

基礎研究の一環として、「将来人口推計」を令和2年度の研究テーマとして提案し採用された。特別区長会調査研究機構の実施する研究会にメンバーとして参加し研究を行った。

① 令和2年度調査研究テーマ

「将来人口推計のあり方」(世田谷区提案)

② 研究の概要

将来人口推計は、適切な未来予測のもとに行政運営を行う基盤となるものである。各区では、それぞれ独自に将来人口推計を行っており、推計精度の向上や市内での利活用の改善が課題となっている。本研究会では、23区の状況の把握および、推計手法の検討を行った。

- 特別区における将来人口推計の実施・利用の状況と課題の調査
- 推計における留意の整理と新たな推計手法の研究
- 新型コロナウイルス感染拡大後のトレンド変化と今後の推計について意見交換

③ 研究会実施日時及び内容

日 時	主な内容
令和2(2020)年 6月18日(木)	第1回研究会 ・研究計画と研究スケジュール
7月27日(月)	第2回研究会 ・23区調査について
9月7日(月)	第3回研究会 ・新たな推計手法の適用と評価について

10月5日(月)	第4回研究会 ・23区調査結果について、世田谷区の実施紹介
11月16日(月)	第5回研究会 ・ヒアリング調査結果、過去に実施した推計の検証
12月14日(月)	第6回研究会 ・報告書ドラフト版について
令和3(2021)年 1月20日(水)	第7回研究会 ・報告書案確認
2月24日(水)	第8回研究会 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響について

(2) SDGs

基礎研究の一環として、昨年度に引き続き特別区長会調査研究機構の実施する研究会にメンバーとして参加し研究を行った。

① 令和2年度調査研究テーマ

『持続可能な開発のための目標 (SDGs)』に関して特別区として取り組むべき実行性のある施策について」(荒川区提案による研究テーマ)

② 研究の概要

令和2年度の調査研究は、SDGsの目標実現に向けた対応を進めるにあたり、基礎的な自治体である特別区が取り組むべき実効性のある施策のあり方を具体化していく方策について、より具体的な検討を行った。

- 環境や資源に関する視点からの取り組みの考察
- 生活、地域、コミュニティに関する視点からの取り組みの考察
- 目標達成に向けた多面的な連携・協力体制の検討

③ 研究会実施日時及び内容

日 時	主な内容
令和2(2020)年 6月29日(月)	第1回研究会 ・研究の概要、国、都の動向等説明 ・アンケート調査に関する説明及びディスカッション
7月31日(金)	第2回研究会 ・テーマ1事例紹介、パネルディスカッション
9月2日(水)	第3回研究会 ・施策(事前課題)の共有と整理、検討

10月2日(金)	第4回研究会 ・SDGsに資する施策の形成についての検討
11月5日(木)	第5回研究会 ・テーマ2事例紹介、パネルディスカッション
12月7日(月)	第6回研究会 ・施策(事前課題)の共有と整理、検討
12月25日(金)	第7回研究会 ・行政と民間との連携に関する検討
令和3(2021)年 2月3日(水)	第8回研究会 ・報告書について

3. 地域行政通史作成プロジェクト

(1) アーカイブスの構築

地域行政の関連資料を整理・電子化し、アーカイブス化する作業を行った。

(2) 「地域行政のあゆみ」のパネル展示

10月17日に世田谷区民会館ホールにて開催された「これからの地域コミュニティとまちづくりを考えるシンポジウム」(地域行政課主催)において、「地域行政のあゆみ」パネル展示を行った。

(3) Newsletter への連載

掲載号	内 容
24号	資料でよくわかる 地域行政制度のひみつ1 ・資料紹介 ・年表で見る地域行政のあゆみ ・今月のトピックス(「地域行政のあゆみ」のパネル展示)
25号	資料でよくわかる 地域行政制度のひみつ2 ・地域行政クイズ ・資料紹介 ・年表で見る地域行政のあゆみ(構築・拡充期)
26号	資料でよくわかる 地域行政制度のひみつ3 ・地域行政クイズ ・資料紹介 ・年表でみる地域行政のあゆみ(分掌事務見直し期)
27号	資料でよくわかる 地域行政制度のひみつ4 ・地域行政クロスワード

	・資料紹介 ・年表で見る地域行政のあゆみ（地区の役割を踏まえた再構築期）
28 号	資料でよくわかる 地域行政制度のひみつ 番外編 ・デジタルアーカイブとは ・資料紹介

4. 他所管との連携

（１）地域行政の推進（地域行政課との連携）

政策研究「地域行政の推進」の調査研究にあわせて、(仮称)「地域行政推進条例」を所管する地域行政課との連携に取り組んだ。

- ・「地域内分権に関する資料」の提供

第 5 回地域行政検討委員会（12 月 3 日開催）への資料提供および資料説明

- ・(仮称)「地域行政推進条例」にかかる研究会（9 月 23 日開催）

中央大学教授 礒崎初仁氏を講師に関係職員との意見交換等を実施

（２）農業・農地保全にかかる研究会（都市計画課等との連携）

令和元年度「自治体経営のあり方研究会」では、提言 1 として「都市としての価値の向上」を掲げた。住環境と暮らしの価値向上の具体策に向けた研究として、都市計画課との連携事業を行った。都市計画課が企画・実施した「農業・農地保全にかかる研究会」への助言・支援を行った。

- ・第 1 回農業・農地保全にかかる研究会（3 月 12 日開催）

5. データの整備と活用

研究所運営方針第 3 の役割として、研究所では政策立案にかかる基礎的データを収集・分析・提供・蓄積し、活用・発信している。

（１）本年度実績

Newsletter による庁内への発信

名称	概要
社会調査マスターへの道	社会調査の正しい知識を身につけることを目的とした連載記事を 18-29 号に掲載（令和元年度より継続）
『Web 調査の有効な学術的活用を目指して』について	日本学術会議の提言で示された Web 上で実施する社会調査についての解説を 23 号に掲載
データを活用した政策形成の場へ	EBPM やデータ利活用に関するコラムを 24 号に掲載
世田谷区の人口 5 か月連続で減少	住民基本台帳データに基づく人口動向についての解説を 26 号に掲載

(2) これまでの実績

年度	テーマ	概要
平成 19 年度～ 30 年度	基礎研究「世田谷区の地域特性の析出」の実施	国勢調査等の各種統計データや住民基本台帳データを活用し、世田谷区の政策立案における基礎データとなる調査研究を実施
平成 30 年度	政策研究塾「データを活用した政策立案」の実施	全庁を対象とした講義「自治体における統計データ活用」や「GIS による地理空間分析」のほか統計担当および港区政策創造研究所と合同で EBPM に関するワークショップを実施
令和元年度	社会調査マスターへの道	令和元年 1 月より Newsletter に社会調査の正しい知識を身につけることを目的とした連載記事を掲載

6. 情報収集・発信

(1) 学会等派遣

調査研究や将来的に政策立案に役立つ情報を収集するため、各分野の学会等へ研究員を派遣している。本年度はコロナ禍により多くの学会において大会の縮小や中止、オンラインでの開催となった。

学会	テーマ	備考
日本行政学会	分科会「行政とコミュニティ政策」	書面によるオンライン開催
自治体学会	基調講演「さまよえる自治体職員」 シンポジウム「新型コロナウイルス感染症拡大にかかる対応から見てきた日本の政治・行政システムの課題」	Zoom によるオンライン開催
地方行政実務学会	人口減少社会と自治体実務	Zoom によるオンライン開催

（２）学術機関紙「都市社会研究」の発行

自治・協働のさらなる発展を目指すとともに、区民の主体的な地域活動を全国に発信し、加えて幅広い分野の研究者や地域活動に取り組む住民との研究交流を通じて、区の政策形成の基盤づくりを図ることを目的に学術機関誌「都市社会研究」を平成 20 年度より発行している。

13 号の特集テーマは「これからの自治体経営とプラットフォームの構築」として、テーマに造詣が深い有識者の論文 5 本、公募の論文 2 本、研究ノート 2 本を査読の結果掲載し、活動報告 3 本を掲載した。

掲載論文等に関しては、世田谷区ホームページで公開している。



都市社会研究 2021（第 13 号） 掲載論文等一覧

執筆者	論文タイトル
特集論文「これからの自治体経営とプラットフォームの構築」	
牧原 出	人口減の未来を見越した自治体経営とは何か？
沼尾 波子	「公共私連携」から考える自治体行財政運営の課題
日高 昭夫	都市自治体における町内会自治会のあり方
坂倉 杏介	都市型コミュニティとプラットフォームのあり方
谷亀 緑郎	ワークショップの試行・展開、エリアマネジメントの発進、そして「グランドデザイン」の試みへ
論文	
横山 智樹	原発事故後の統治と被災者の〈生〉
米岡 秀真	高齢者雇用と若年者雇用の間における関係性と労働組合の影響力
研究ノート	
美浦 幸子	世田谷区における障害児の母親の就労状況と支援策の検討
衣川 智久	東京 23 区における住民参加と協働に関する行政の取り組みの実態と評価
活動報告	
笑恵館クラブ	永続につながるストーリーが生まれる家
NPO 法人 せたがや子育て ネット	コロナ禍におけるせたがやこどもフードパントリー実行委員会活動からみえた地域子育て支援ネットワークの意味
長尾 剛	世田谷の自然と共生した地域づくりの明日を拓く「フラワーランド」

(3) 庁内外への研究成果発信

① ホームページ

世田谷区のホームページで研究所の活動内容について紹介している。本年度は研究所の政策研究の紹介を新たに掲載した。



② せたがや自治政策

平成 20 年度より前年度の調査研究・活動報告書を毎年発行している。令和 2 年度は令和元年度の研究成果・活動報告を取りまとめ、「せたがや自治政策 vol. 12」として 5 月に発行した。内容は区のホームページで公開しているほか、世田谷区立図書館、区政情報センターにも配架している。



③ 庁内公開サイト

職員向けに研究所の発行物や研究成果、国勢調査データ等による社会地図、毎月発行の Newsletter を掲載している。今年度は、当日参加できなかった職員にも時間を選ばず視聴ができるよう、実施した庁内オープン・ゼミの動画やスライドも掲載した。



④ 研究成果報告会

研究成果の庁内周知を図るため、平成 30 年度より年度末に研究報告会を実施している（令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策のため実施せず）。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインでの実施とした。具体的には動画を撮影し、学識経験者のコメント動画を追加して、職員向けに動画を庁内公開サイトに掲載し、後日視聴できるようにした。

内容

I 所長挨拶

II 研究所研究員による報告

- ・世田谷区における「小さなまちの拠点」形成
- ・地区レベルの地域コミュニティと区行政のかかわりかた
- ・地域行政に関する研究
- ・パーソナルネットワークにおける恋人との紐帯を測定する意義——壮年単身者調査の再集計から——
- ・令和 3 年度事業計画及び中期運営方針について

III 有識者コメント

- ・放送大学特任教授 森岡 清志 先生
- ・東京大学先端科学技術研究センター教授 牧原 出 先生
- ・東洋大学教授 沼尾 波子 先生

（４） Newsletter

令和元年度より庁内への情報発信をより強化するため、庁内広報誌への記事掲載を行うとともに Newsletter を再び開始し、毎月発行の上、全庁あてにメールで周知した。「社会調査マスターへの道」の連載のほか、令和 2 年度は所長のコラムの連載、データ活用や地域行政アーカイブスに関する連載など、庁内職員向けに情報発信を行った。



大杉所長の縁招き 第1回 図書館から地域の自治を考える

皆さん、こんにちは。せたがや自治政策研究所所長の杉本です。所長就任から半年が過ぎ、新たな年度を迎えました。このコラムを通じて自治や政策に関わる話題を紹介させていただければと思います。

令和元年度、本研究所は政策研究の成果として「[自治体経営のあり方研究会報告書](#)」を公表しましたが、ご覧になられたでしょうか。

本報告書で打ち出した6つの提言の2つ目に「地域コミュニティの変革とさらなる支援策の拡充」があります。そこでは「新たな地域コミュニティのイメージ例」として「地域の図書館や児童館なども新たなコミュニティの場となることが考えられる。まちのカフェや居酒屋、書店、銭湯など既に人が集まる場所となっていてそこにSNSを連動させることで、新たなコミュニティを形成できる可能性もある」と、斬新な視点を打ち出しています。この一節は、令和2年第1回区議会定例会での区長招集挨拶でも紹介されました。

今回は、なかでも図書館に注目してみましょう。昨年度私も委員として関わった研究会の報告書が公表されました。一般財団法人地方自治研究機構編「[図書館等を活用した新たな地域コミュニティの在り方に関する調査研究](#)」です。全国自治体アンケート調査やヒアリング調査を踏まえ、図書館と地域コミュニティについて調査研究したものです。他自治体の図書館の取組みを概観するのに便利です。

最近刊行された書籍に、災害復興支援に関わってこられた弁護士岡本正さんが、防災教育の拠点としての図書館の役割を提言する『[図書館のための災害復興法学入門](#)』（樹村房）があります。防災と地域コミュニティを考えるヒントになるでしょう。



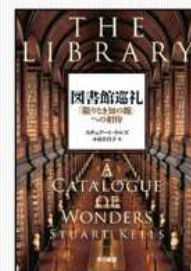
また、自治体職員であれば、ぜひ手に取って欲しい本があります。ズバリ、『[地方自治と図書館](#)』（勤草書房）です。著者は自治官僚・鳥取県知事・総務大臣を経験された片山善博さんと図書館学界で著名な糸賀雅児さんによるものです。



令和元年に日本でも公開された映画『[ニューヨーク公共図書館](#)』をご覧になられた方もおられるでしょう。「公共」といっても寄附財源で成り立つところがアメリカらしいのですが、その活動ぶりは日本の図書館という観念を木っ端微塵にするほど衝撃的といって過言で

はないでしょう。菅谷明子『[未来をつくる図書館—ニューヨークからの報告](#)』（岩波新書）は同図書館の魅力を余すところなく伝える名著です。いずれも、パブリックとしての、コモンズとしての図書館のあり方を考えるうえでとても刺激的です。

以上とは毛色が多少異なりますが、図書館マニアにはたまらないのが、スチュアート・ケルズ『[図書館巡礼](#)』（早川書房）です。著者の博覧強記ぶりには舌を巻くしかありません。なお、同書の最終章のタイトルは「ラブレター」ですが、もちろん、同名の邦画とは関係ありません。



コロナ禍で外出もままならないなか、図書館も閉館なのは残念。せめて、好著の多い図書館関連本を手にとってみてはいかがでしょうか。



【大杉 寛】おおすぎ・さとる

東京都立大学法学部教授、せたがや自治政策研究所所長

1964年横浜市生まれ。専門は行政学・地方自治論。国・自治体の審議会委員等を多数歴任。

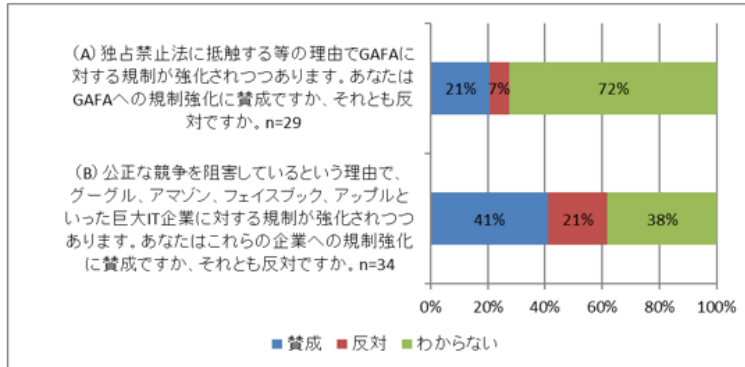
『これからの地方自治の教科書』（共著：大森 彌、第一法規）など

社会調査マスターへの道 第4回 特別研究員 金澤良太

答えやすい調査票をつくろう② わかりやすい言葉づかい



前回、調査票の答えやすさの諸側面を提示しましたが、これから数回にわたってワーディングについて考えていきたいと思っています。ワーディングとは、質問の言葉づかいのことです。



わかりやすい言葉とやさしい言葉

ワーディングの大原則は「調査対象者の誰もが同じ意味に理解できる」ということです。そうであるからこそ、回答結果を集計することに意味があるわけです。そこで、何よりも第一にわかりやすい言葉をつかうよう心がけることが求められるのです。ここで気をつけなければならないのは、わかりやすい言葉とやさしい言葉は必ずしもイコールではないということです。

例えば医学用語を質問文に用いることは、一般区民を対象とした調査では不適当でしょう。本当はその言葉の意味がわかっていないのに知ったかぶりをして回答してしまうこともあるからです。一般区民を対象とする場合はやさしい言葉でわかりやすく言い換える必要があります。他方で、医療従事者対象の調査では医学用語をやさしい言葉で言い換えてしまうと、かえってわかりづらいということもあります。誰にとって何がわかりやすい言葉なのか、ということに注意が必要です。

やさしい言葉のあいまいさ

やさしい言葉であっても誰もが同じ意味に理解しているとは限りません。例えば、「知り合い」はごく普通に使われる言葉ですが、その意味を誰もが同じに理解しているでしょうか。たった一度でも会ったことがあれば知り合いだと考える人もいれば、それは知り合いには含まれないと考える人もいます。日常的につかわれる言葉の方が、人によって意味にブレのあることが多く、実は共通理解がないという意味で難しい言葉であるとも言えるのです。このような言葉は、質問文である程度きちんと定義してあげることが必要になります。知り合いの数は対象者の社会的ネットワークを知るためによく質問されますが、たとえば「道で

会えばあいさつをする人」や「立ち話をする人」という様に限定しないと正しい測定が出来ません。人によって知り合いの定義が異なるからです。

ワーディングのわかりやすさは回答に影響するか

ここで、私が2019年10月におこなったワーディング実験の結果を示したいと思います。私がとある大学で担当している社会調査法の授業を受けている学生をランダムに2つのグループにわけ、それぞれ言葉づかいを変えた同じ内容の質問からなる調査票(A票、B票)に回答してもらいました。なお、ワーディング実験には安田(1966)を参考にしました。言葉づかいのわかりやすさが回答に与える影響を検証した結果が上の図です。A票の質問では難しい言葉として「独占禁止法に抵触する」と「GAFA」を用いました。B票ではそれぞれ「公正な競争を阻害している」、「グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップルといった巨大IT企業」と言い換えました。また、選択肢は共通で「賛成」「反対」「わからない」としました。すると、難しい言葉を用いたA票では「わからない」という回答が72%にのぼり、同じ内容の質問でもワーディングによって大きく異なる結果となりました。

A票の「わからない」という回答には「質問文の意味がわからない」という意味合いのものがかなり含まれているものと考えられます。それに対し、B票における「わからない」という回答は、「賛否の判断ができない」という意味合いのものがほとんどだと考えられます。わかりやすい言葉づかいにすることで、より正確に人々の意見を知ることができ、回答結果の解釈も容易になるのです。

【参考文献】安田三郎, 1966, 「質問紙のワーディング実験」『社会学評論』17(2):58-73.

ご意見・ご感想、取り上げてほしいテーマがございましたら[こちらまでメール](#)でご連絡ください。



大杉所長の
コラム



縁招き 第2回 世田谷版「チーム我がまち」づくり



コロナ禍で自粛が続くなか、地域には新たな可能性を切り拓く取組みも芽生え出しています。その一つが尾山台駅前の商店街を中心とした「おやまちプロジェクト」でしょう。

昨年夏頃、ある仕事の関係で、どうせならこちらで打ち合わせをと、東京都市大の坂倉杏介さんに紹介されたのが、ハッピーロード尾山台にあるタカノ洋品店でした。同プロジェクトの代表（現在は法人代表理事）の高野雄太さんのお店です。

地域住民はもちろん、坂倉ゼミ生や地元尾山台小学校（渡部理枝教育長が学校長時代から）など多くの方々が関わり、商店街を活用した取組みを展開しています。例えば、ホコ天プロジェクトや空き店舗活用のおやまちベースなど、目を見張るものばかりです。

先日（4月23日）開催されたオンライントークイベントには全国から多数の参加者。私も慣れないZoomを操作しながら、地元の方や坂倉ゼミ生さんたちと意見交換しました。実は初訪問時の仕事の用件は、山形県置賜地域のとあるプロジェクトだったのですが、坂倉ゼミがおやまちと山形県置賜地域の双方に関わっていることで自ずと両者の関係も生まれ、オンラインイベントにも置賜からの顔がちらほら確認できました。

外出自粛で行き来はできなくても、その後も、ランチミーティングをはじめ、オンライン活動を毎日のように展開しているのは素晴らしい。そして本物の地域コミュニティは外に対しても開かれた存在だという実例でもあります。

さて、前回も紹介した、『自治体経営のあり方研究会報告書』の柱の一つは地域のプラットフォームです。地域のプラットフォームづくりというと、何か新規に組織を立ち上げなければと考えがちで、実際そうして隘路に入り込んだ例が全国あちこちにみられます。

私は、まずは今ある活動を活かすべしと考えます。世田谷区には多数の活動が息づく地域力が備わっています。そして、適度な距離感と共感のバランスをとりながら、「サラッとしかほかな人間関係」（サラほか、と呼びます）をベースに、誰もが出席があり、誰をも取り残さないよう、チームにまとめあげるのが肝要です。

おやまちはもちろん、ほかの地域での取組みも「見える化」していきたいと思います。職員の皆さんからの情報提供も歓迎いたします。

※コラムに関連して、拙稿『「チーム我がまち」とこれからの地域づくり』『月刊ガバナンス』2020年1月号を参照ください。

オンライントークイベントに参加して

国はひと中心のまちづくりや公共空間の活用に関する施策を推進しています。世田谷区尾山台で展開されているおやまちは「つながるホコ天プロジェクト」は、まさにその好例です。こうした公共空間での居場所づくりを通して、他者や地域との関わりが生まれ、まちへの関心も高まっていくのではないのでしょうか。

Zoomを利用したトークイベントでの意見交換では、「多額の経費をかけるのではなく、今ある地域資源を使って日常を少しでも良くする」という等身大の活動に特に感銘を受けました。そして「地域資源との間をつなぎ、掛け算する」ことによって地域の「新しい価値を創造する」とこの楽しさやメンバーの想いの共有を大切にしていることも印象的でした。参加者のエリアや時期を限定せずゆるやかな繋がりとすることで、多様性や社会的包摂に満ちたまちづくりに繋がっているようです。

コロナ禍により、今後、公共空間や地域のあり方も変化し、「現実空間」でないまちづくりの可能性も考えられます。おやまちプロジェクトでは早速、オンライン上の居場所づくり「おやまちベースonline」も試行していました。今後もおやまちは活動から目を離せません。

（主任研究員 宮本千穂）



ホコ天プロジェクト

東京都市大学の学生を中心に尾山台の商店街「ハッピーロード」の歩行者天国（毎日16-18時）を活用したプロジェクトを実施している。

出典：おやまちプロジェクトHP

文中で紹介のトークイベント実施概要

「おやまちプロジェクトの魅力解明！地域のなかで“あいた存在”になる、とは？」

開催日時：4月23日（木）19時から21時20分

場所：各自の場所からオンラインで

主催：おやまちプロジェクト、前神有里、設楽剛事務所

参加者：48名

社会調査マスターへの道 第5回 特別研究員 金澤良太

答えやすい調査票をつくろう③:言葉のニュアンスも大切に



前回、ワーディングは「調査対象者の誰もが同じ意味で理解できる」ということが原則だと述べました。言葉づかいのわかりやすさが重要なことは言うまでもありませんが、言葉の意味だけでなくニュアンスにも細心の注意を払わなければなりません。というのも、対象者は質問文の論理的な意味に反応するだけでなく、言葉の持つ印象にも影響を受けるからです。「本来の意味内容のほかに、特別な価値的ニュアンスを持っている単語のこと」(安田1966: 60)をステレオタイプの言葉といいます。ステレオタイプの言葉は回答をゆがめてしまうことが多々あります。

ステレオタイプは回答を左右する

前回同様、私がおこなったワーディング実験を紹介したいと思います(ワーディング実験については前回の記事をご覧ください)。ワーディング実験で用いた質問と回答結果は図1の通りです。社会調査の教科書では、行政に関するステレオタイプが例としてよく使われます。今回は、ステレオタイプの言葉としてB票に「官僚」「天下り」という語を使いました。その結果、「国家公務員が(中略)要職に再就職」と中立的に表現したA票では意見がほぼ半々に割れましたが、「官僚が(中略)天下り」としたB票は「非常に問題である」と「問題である」で9割を占めました。同じ意味内容であっても、B票は言葉の印象が回答者が強く影響されたことがわかります。

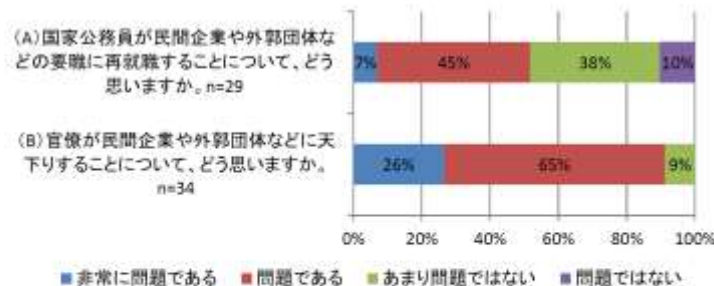


図1. ワーディング実験の結果:ステレオタイプの言葉

ポジティブなステレオタイプにも要注意

ステレオタイプというとネガティブなニュアンスの言葉を想起しがちですが、ポジティブなニュアンスのものもあります。ネガティブなニュアンスのステレオタイプな言葉は回答を否定的な方向に、ポジティブなニュアンスのそれは回答を肯定的な方向にゆがめると言われています。例えば、ボランティア活動という言葉はポジティブな印象があるため、ボランティア活動への参加意思を問えば、回答者は肯定的な回答をしやすと考えられます。

可能な限り中立的な表現を

回答がゆがまないよう、ステレオタイプの言葉は中立的な表現に直すべきです。しかしながら、言葉はつねに何らかのニュアンスを含むものであり、完全に中立的な表現は存在しないとも考えられます。先の実験例で言えば、国家公務員という語に価値的ニュアンスを感じ取る人もいるでしょう。また、本来は中立的な言葉であったものが、本来の意味と異なった解釈をされたりして、価値的ニュアンスを持つようになることもあります。例えば、後期高齢者という語はそのようなケースにあたるでしょう。

完全に中立な表現というのはほとんど不可能ですし、言葉のニュアンス自体も時代によって変化するものです。そうであれば、できるだけ中立に近い言葉づかいを考えると同時に、質問の言葉づかいによってどのような回答のゆがみが生じるかを留意してデータを見るのが重要です。加えて、ステレオタイプの言葉は回答をゆがめるだけでなく、回答拒否を引き起こすこともあります。回答者本人に関連するネガティブなステレオタイプの言葉をつかっていないかどうかには、とりわけ注意が必要です。

文献

安田三郎, 1966, 「質問紙のワーディング実験」『社会学評論』17(2):58-73. (J-STAGEというサイトでpdfを閲覧できます)

ご意見・ご感想、取り上げてほしいテーマがございましたらこちらまでメールでご連絡ください。



大杉所長の
コラム



招き

第3回 コロナ禍の先と適疎・適密



緊急事態宣言に続いて東京アラートも解除されましたが、第2波襲来の可能性を考えれば油断できません。区民との「身近さ」が身上の区行政にあっては、「密」を避け、社会的距離をとって業務に携わらざるを得ないのは歯がゆいでしょうが、辛抱のしどころです。

同様に、あるいはそれ以上に、町会・自治会やボランティアをはじめ地域活動も、イベントの中止・延期を余儀なくされ、戸惑ったり、途方にくれたりしているはず。ことに年度はじめは団体の総会などの予定が目白押し。町会役員の知人は、オンラインに慣れていない人たちがばかりなので総会の開催をどうしようかと頭を抱えていました。まちセンや所管部署にもこういった類の相談が少なくないかと思えます。

本研究所の今年度の柱の一つが、コミュニティ研究です。コロナ禍での地域と行政とのリアルなやり取りは貴重なデータです。新型コロナウイルス感染症対策本部関連の情報であれば、行動計画に従った区公式の記録が保存・公表されるはずですが、本部に集約されないコミュニティ・レベルでのやり取りですと、そのまま雲散霧消しかねません。この機会に、簡単なメモ程度で結構ですから、ぜひ記録にとどめ、情報共有を図ってほしいものです。

ところで、先日行われた沖縄県議会議員選挙に先立ち開催されたオンライン・イベントが大変興味深かったので紹介しましょう。那覇市若狭公民館主催の「政治ってなんだろう? ~沖縄県議会選挙予定候補者が小中高生の疑問に答えます~」(5月23日開催)です。サブタイトルにあるように、立候補予定者10名に対して、小中高生6名が疑問をぶつけるもの。筆者もFacebookのライブ配信で視聴してみました。

詳しくは同公民館ウェブでの紹介に譲りますが、他愛のない質問から、政治の本質を突く質問まで、しっかりと対話に驚かされました。そして、子どもたちからすれば「疎」遠になりがちな政治というテーマを、オンラインという「適」疎を保つ手法を駆使しながら、適「密」な話題に転換するという、コミュニティならではの力が存分に発揮された「事仕掛け」に、すっかり感心した次第です。

若狭公民館といえば、パーラー公民館(移動式屋台型公民館と称する公園での地域へのアウトリーチ)など、全国のコミュニティ関係者の間でもその取組みは有名です(例えば、文科大臣賞など多数の受賞実績あり)。日頃から地域の多様な組織や活動と連携・交流を重ねてきた賜物だといって差し支えありません。

いわずもがなですが、何も地域で「政治」を論じよということではありません。「政治」を論じられるぐらいの成熟した関係づくりは注目されます。そして、「過」密を避けるのは当然ですが、「過」疎な人づきあいにない工夫も必須です。地域丸ごとで適疎・適密を体現する関係づくりは、前号本コラムで紹介した「サラッとしほかほかな人間関係」(=サラほか)の、「新しい日常」に求められる姿勢ではないでしょうか。これからのせたがや版「チーム我がまち」を考えるうえでも大いにヒントになるはずですよ。

※本コラムに関連して、ぎょうせいオンライン掲載の拙稿「前例がない事態に自治体・自治体職員はどう向き合うべきか」『月刊ガバナンス』2020年6月号をご参考ください。(せた研でも冊子の閲覧が可能です。下記サイトでも無料公開中です。)

<https://shop.gyosei.jp/online/archives/cat01/0000020952>



若狭公民館YouTubeチャンネル「みんなの公民館」

<https://www.youtube.com/channel/UC4EQqMxT1UnSvjdrpf5dqq/featured>

若狭公民館公式HP

<https://cs-wakasa.com/kouminkan/>



学術機関誌「都市社会研究」への投稿をお待ちしています

研究所では「都市社会研究2021」第13号に掲載する論文・研究ノート・活動報告を公募しています。

このうち「活動報告」は、区内の地域活動をレポート・紹介するものです。

ぜひ職員の皆様からの応募をお待ちしています。

※投稿規定などはリンク先からご覧ください。庁内からもアクセスできます。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujij/kusei/002/006/001/d00185425.html>

社会調査マスターへの道 第6回 特別研究員 金澤良太

答えやすい調査票をつくろう④:誘導的な質問は禁物!



長いものには巻かれる?

前回、ステレオタイプの言葉を取り上げましたが、「質問文の表現によって回答者を誘導できてしまうのでは?」という感想を持った方も多いと思います。実際、ステレオタイプの言葉を使うことで回答をかなり誘導することが出てしまうこともあります。しかし、誘導的な質問をつくることは、絶対にしてはならないことです。

長いものには巻かれるという言葉がありますが、質問文の中に権威ある人や組織の見解あるいは一般に広く受け入れられている意見を示すと、回答者はそれに沿った回答をしがちになります。これを威光暗示効果といいます。過剰な説明が含まれている質問文には注意が必要で、例えば、「世間ではふつう〇〇といわれていますが…」、「政府は〇〇を推進していますが…」、「現在、〇〇が人気ですが…」というような文句があったら威光暗示効果を疑うべきです。

ワーディング実験をしてみると…

威光暗示効果が回答にどの程度影響するかを検討するため、図1のように2種類の質問を用意し、大学生を対象にワーディング実験をおこないました。A票の質問文は、「近年、高齢者が運転する自動車の事故が社会問題となり、対策を求める声が高まっていますが、高齢者が運転免許証を更新する際におこなう認知機能などの検査の基準を厳しくするべきだと思いますか。」という文言の威光暗示効果によって、回答に影響をあたえることをねらっています。

ワーディング実験の結果、「厳しくすべき」という回答が威光暗示効果のないB票では64.7%であったのに対し、威光暗示効果のあるA票では75.9%でした(図1)。高齢ドライバーの交通事故がニュースで頻繁に取り上げられていたことや、対象者の年齢層が非常に若いことなどにより、A票B票ともに「厳しくすべき」と「どちらかといえば厳しくすべき」で100%を占める結果になりました。しかし、「厳しくすべき」という回答の割合に違いが見られ、今回の実験では回答者の意見をより強める効果が確認されました。威光暗示効果が回答を誘導する方向や程度は質問によって異なるでしょうが、正確なデータを得るためには威光暗示効果を用いないよう十分気をつけなければいけません。

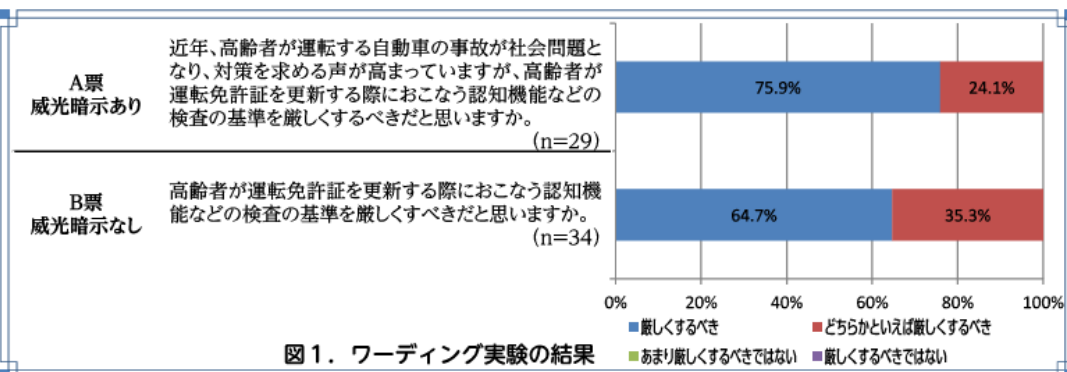


図1. ワーディング実験の結果

誘導した回答結果は現実ではない!

威光暗示効果による誘導は、行政やマスコミがおこなう世論調査でしばしば見受けられると指摘されています(谷岡2000;大谷編2002)。意図的な誘導は論外ですが、調査者の強い思いが無意識的に誘導的な質問をつくってしまうことはままあります。明確な問題意識や強い意志をもって調査をすることは大切ですが、それによって自分の思うような結果をつくりだしてはいけません。また、広報的な意味合いがこめられた調査においても、意図せず威光暗示的な質問をつくってしまうことがよくあります(広報と調査が両立するのか、そして広報的な要素を含めなければならない行政の事情については大谷編2002を参照)。いずれにせよ、調査はありのままの現実を知ろうとするものでなければなりません。

文献

大谷信介編2002、『これでいいのか市民意識調査——大阪府44市町村の実態が語る課題と展望』ミネルヴァ書房。

谷岡一郎, 2000, 『社会調査』のウソ——リサーチリテラシーのすすめ』文春新書。

(これらの本はせた研の資料室にあります。希望者には貸出することもできます)

ご意見・ご感想、取り上げてほしいテーマがございましたら[こちらまでメール](#)でご連絡ください。



大杉所長の 招き 第4回 ふるさと納税訴訟と「共在」感



「共にある」という「共在」感は、適疎・適密をわきまえた「新しい日常」ではますます大切になります。コロナ禍に加えて、今年もすでに九州地方をはじめとして各地で集中豪雨被害が出ています。例えば、テレビや新聞などである地域の被害状況を伝える報道に接したとき、たまたま知人がいたり、訪問したりしたことのある地域だったりすると、普段は意識していないのに、いてもたってもいられなくなるのは、「共在」感ゆえでしょう。

ところで、先月末にふるさと納税訴訟の最高裁判決が出されました。これは泉佐野市が法改正後のふるさと納税制度の対象から除外された措置の取り消しを求めた訴訟で、国勝訴とした大阪高裁判決を破棄し、泉佐野市に逆転勝訴をもたらしたものです。裁判官全員一致の採決にも関わらず、判決文に「上告人の勝訴となる結論に居心地の悪さを覚えた」との補足意見が付されたことも注目されました。法的には軍配を上げたとはいえ、なりふり構わず寄附金を掻き集めた泉佐野市に疑義を呈したわけですから、やはり一言しないままにはおけなかったのでしょう。納得のいく判断です。

ふるさと納税制度は、もともと、都会で働くようになった人々が生まれ育ててくれた地域にせめて税の一部でも納められる仕組みをつくれないうらさかといった、まさしく「共在」感にその発想の原点があったはず。

ところが制度設計の甘さやそれを助長する措置が重ねられるうちに、本来の趣旨が見失われ、節税を兼ねたネットショッピングのようにみなされてしまったのです。実際、学生にふるさと納税とはどのような仕組みかをたずねるクイズを出すと、ほとんど全員が、ふるさとや応援したい自治体に「納税」して「返礼品」を受け取る仕組み、と「期待。通りの回答。返礼品ありきのためか、「寄附」ではなく「納税」だと誤解されているのです。もっとも、都市自治体からの財源流出額を知ると驚き、ふるさと納税はいいことばかりでないと認識を改めてくれます。まだまだ実態が知られていないのです。

他方で、「悪法も法」であり「法」である限り、「使いやすい」でもあります。

最近ではふるさと納税制度を、災害時に被災地に代わって寄附の受け皿として活用する災害代理寄附も広く普及してきました。支援・受援の関係が縁で交流・連携へと広がれば、地域を超えた「共在」関係も豊かになります。

同様に、世田谷区がガバメントクラウドファンディング方式で取り組む「[新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金](#)」も時宜に合ったものといえます。

世田谷区もそうですが、財源流出の憂き目にあっている自治体からすれば、先の判決は「居心地の悪さ」どころか、いまいましさを感ぜてもよいぐらいでしょう。制度の見直しはこれからも主張していくべきです。ただ、見方を変えれば、「共在」感を醸成するポテンシャルに満ちた立場にあることを浮き彫りにしてくれているともいえます。国政・都政の現状からすると、ふるさと納税も使いようによっては、泉佐野市とは当然違う、よい意味で期待を裏切る無限の可能性に開かれている気がして仕方ありません。

ともに、
乗り越えよう。

世田谷区新型コロナウイルスを
ともに乗り越える寄附金



今月のトピックス

地域コミュニティの「プラットフォーム」 第32次地方制度調査会答申から
主任研究員 志村 順一

自治政策研究所は現在、地域行政をテーマに研究しています。その中で「地域コミュニティ」のあり方や支援の仕方がひとつの論点となっています。

ちょうど6月末に地方制度調査会の答申が出ました。この中で「コミュニティ」に関わる議論がされていますので紹介させていただきます。



令和2年6月26日付の答申は「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地域行政体制のあり方に関する答申」です。タイトルに示されているように、将来より深刻化する課題へ向けて、自治体行政の転換が必要であるという認識が前提になっています。いくつかのキーワードをつなげると「資源制約」が避けられない自治体運営において、「新たな技術(デジタル化)」や「(組織や地域の)枠を越えた」「連携」により克服することを目指す。それに伴い「合意形成」も重要となる、という大筋で読むことができます。

本答申は、方策を次の4つの節に分けて論じています。「地方行政のデジタル化」、「公共私連携」、「広域連携」、「地方議会」です。

地域コミュニティに関連するのは「公共私連携」の節です。ここでは「多様な主体の参画による持続可能な地域社会」が目指すべき方向です。多様な主体というのは、行政だけでなく、コミュニティ組織、NPO、企業などです。これらが地域で各種の公共(的)サービスなどを担っていくということですが、20年以上も前に「新しい公共」を打ち出した世田谷区職員には目新しくないかもしれません。

地域に多様な主体が存在しているとしても、それらが地域を支える活動を担っているのか、共通の目標を持っているか、お互いが見えているかということ、現状はそうなっていません。したがって、解決すべき課題はこれを実現するための取組や仕組みとなります。本答申が方向性として提示しているのは、連携・協働の基盤となる「プラットフォーム」です。

「プラットフォーム」とは何か、明確に書かれてはいませんが、理念的には様々な主体が連携して、地域課題の解決に取り組む場や組織のようです。具体例として協議会型住民自治組織、地域運営組織(RMO)などを念頭に置いていると読めます。そして、基礎的自治体は積極的にプラットフォームの構築に関わることが期待される、としています。その他に地域を担う人材やコミュニティの法人化の議論にも触れています。

以下は感想です。1970年代以降の全国的なコミュニティ政策の中で、これまでも「〇〇協議会」などのコミュニティ組織が作られてきました。例えば、世田谷区には「身近なまちづくり推進協議会」等のコミュニティ組織が存在しています。これらと上記「プラットフォーム」は何が異なるのだろうか。答申から受け取る印象は、開かれており、枠を越え、デジタル化も進め、営利と非営利の混ざったもののイメージです。今後の研究を通して、従来のコミュニティ組織との微妙な違いを考えていきたいと思います。

🔔 今月号より読者アンケートを実施します。

お読みいただきありがとうございます。Newsletterをより充実させ、期待に応えられる内容にしていけるため、今月号より読者アンケートを実施します。いただいた意見・ご要望などは積極的に反映させていただきますので、ぜひご協力くださいますようお願いいたします。

アンケートフォームはこちらです。



社会調査マスターへの道 第7回 特別研究員 金澤良太

答えやすい調査票をつくろう⑤: 質問の順番にもこだわりを



調査票をつくる時、個々の質問だけでなく、調査票全体の流れをどうするかも大切なポイントです。今回は質問の並び方について考えていきましょう。

1. ロート型と逆ロート型

ロート型とは、あるテーマについてやや漠然とした質問をし、徐々に狭く詳細な質問をするように質問を並べる構成の仕方です。逆ロート型とは、その反対に、徐々に抽象的で漠然とした質問へと並べる構成の仕方です。調査の最終目標が詳細な質問について知ることなのか、漠然とした質問について知りたいのかによって使い分けるのが良いとされています(原・海野2004)。



2. キャリーオーバー効果に要注意

キャリーオーバー効果とは、ある質問が後に続く質問の回答に影響を与えてしまうことをいいます。調査票は複数の質問から構成されているので、どんな調査票でも少なからずキャリーオーバー効果は生じています。しかしながら、回答を誘導しようとして質問を並べることは禁物です。たとえば、例1を見てください。これは架空の調査票ですが、問12の質問が問13の回答に影響することは明らかであり、問13で「1. 必要だ」を選択するよう回答者を誘導してしまうでしょう。

- | | |
|------|--|
| 問12. | 厚生労働省がたばこは健康に悪影響があることは明らかだと述べていることを、あなたは知っていますか。 |
| | 1. 知っている 2. しらない |
| 問13. | あなたは、大学生への禁煙教育は必要だと思いますか、それとも必要ではないと思いますか |
| | 1. 必要だ 2. 必要ではない |

出典: 大谷ほか編(2013: 108)を改変

キャリーオーバー効果は質問の並び方に由来するので、それを防ぐには並び方を変えてしまえばいいわけです。たとえば、新聞社が毎月おこなっている世論調査では、内閣の支持／不支持は必ず最初に聞きます。毎回の世論調査ではその時々政策への評価などを質問するため、それらの質問が内閣支持率に影響しないようにしているのです。

3. 答えやすさを大切に

調査票の答えやすさは質問の順番にも左右されます。キャリーオーバー効果を防ぐことも重要ですが、それにとらわれてテーマがあちこちにとんでしまうような調査票をつくってしまうことも問題です。質問の流れがなめらかではない調査票は、大変回答しづらいものです。意図的に誘導的な質問の並び方をしていない限りは、キャリーオーバー効果について神経質になる必要はありません。関連する質問や同じ話題の質問はまとめて並べておいたほうが、回答者からするとわかりやすく、答えやすいからです。

答えやすさという点からいうと、よく考えて回答しなければならないような質問を最初に置くことは避けるべきです。また、回答の記入に慣れてもらうために、居住地や年齢など悩まず回答できる質問を冒頭にいくつか並べておくとよいとされています。

質問の中には、年収など回答するのに躊躇するようなものもありますが、そういった質問は調査票の終盤に置くようにとされています。多くの学術調査において、年収は調査票の最後に質問されています。それは年収が無回答であっても返送してもらえることを狙っているのです。

文献

原純輔・海野道郎, 2004, 『社会調査演習 第2版』東京大学出版会。
大谷信介・木下栄二・後藤範明・小松洋編『新・社会調査へのアプローチ——論理と方法』ミネルヴァ書房。
(これらの本はせた研の資料室にあります。希望者には貸出することもできます)

ご意見・ご感想、取り上げてほしいテーマがございましたらアンケートにてお知らせください。



せたがや自治政策研究所 Newsletter

SETAKEN NEWS



2020年8月

22号

せたがや自治政策研究所
せたけん

大杉所長の
コラム



縁招き 第5回 美術館を鑑賞して



酷暑にもほどがあるといいたくなるお盆休みの屋下がり、久しぶりに世田谷美術館を訪れました。実はコロナ禍で自粛モードに入ってから、これが初めての美術館訪問。普段であれば月に2、3の展覧会を見て回り、地方出張のついでにご当地の美術館（と図書館、文化ホール）をチェックするのをささやかな趣味とする身からすれば、餓死寸前でアートのご馳走にありついたようなものでした。

といっても、サーブされた皿は空で、料理は盛られていない、というのが今回の展示の趣向。そう、文字どおり作品は展示されていない、企画展「作品のない展示室」（2020年7月4日～8月27日）を鑑賞したので。世田谷美術館のホームページの開催概要は、次のような書き出しではじまります。

私たちは、これまでに経験したことのない大厄災の時を迎えています。

社会の隅々まで影響がおよぶなかで、世界中の美術館が、美術館本来の在り方を問い、展覧会等々の事業を見つめなおしています。予定していた展覧会も準備に支障が生じ、海外から作品を借用することがむずかしくなり、まったく将来の見通しが立てにくい状態です。……

筆者が心待ちにしていた企画を含めて、多くの展覧会が延期・中止となりました。再開後も、混雑が予想される展覧会では3密を避けるため、予約制や入場制限を行うなど、隙間時間に気軽に立ち寄るわけにはいなくなってしまったのは誠に残念です。少しでも多くの人々に触れてもらう機会をと苦勞されてきた美術館など企画サイドの方々の無念もしのばれます。

その意味で、「作品のない展示室」展は、コロナ禍を逆手にとった痛快な企画です。そして、作品は一切なくても、世田谷美術館が十分に魅せる空間を提供しているところが素晴らしい。それは展示室に大きなガラス窓があり、公園の緑と一体となっているからでしょう。本来なら、作品が展示されるウィンドウを覗き込むところが、本企画展の鑑賞者たちはみな例外なく、そ

ちら側には背を向けています。緑の窓外に向かって立ち、シャボン玉のパフォーマーがゆらゆらと漂わせる大きなシャボン玉のゆくえを追っていたりするのです。

館内のところどころで紹介されている、建築設計した内井昭蔵のことばから滲み出る設計思想には感服しましたが、あわせてこの企画をしたキュレーターをも賞賛したいと思います。

× × ×

作品のない展示室を見て思いついたことがあります。せっかくのこの素晴らしい展示空間を、バーチャルに貸し出せないかと。最近では、アートとデジタル技術とが融合されるようになり、例えば、Pokémon GOでおなじみのAR（拡張現実）の手法で、展示された作品を目にすることも多くなりました。そこで、作品だけでなく、美術館の展示室という場自体をデジタル上で提供し、誰もが自由に自分の作品や好きな作品を展示してみたり、独自の企画展を企画してみたり、と思いいに活用できるようにしてみたらどうでしょう。普通では難しい個展をひらくこともできれば、学校単位で丸ごと美術館を使って作品展を開催することもできます。素晴らしい企画はリアルな企画展に採用してもいい。作品を創作するだけでなく活かしマネジすることまでトータルな学びに用いることもできるはず。もともと創造都市度が高い世田谷区ですが、アーティストやキュレーター、デジタル技術者など、クリエイティブな人材との関わりもさらに広がります。同じことは、音楽ホールや舞台でも可能でしょう。

さて、デジタル社会の到来が提唱され、自治体行政についてもデジタル化が喫緊の課題とされています（例えば、前号ニューズレターでも紹介された、地方制度調査会答申でも重視されています）。今回のコロナ禍で、特に特別定額給付金のオンライン申請をめぐるドタバタもあって、いよいよ本腰据えた取組みを迫られるでしょう。筆者も方向性として行政のデジタル化に異論はありません。ただ、バーチャル美術館GO。アプリの開発・提供といった、コロナ禍を乗り越える、真剣な遊び心も付け加えて欲しいものです。

SETAKEN NEWS

研究員のおすすめ本を紹介します!

今こそ『公共』『コミュニティ』について考えよう

今回は、せた研の研究員が「『公共』や『コミュニティ』について考えたい1冊」を選び、ご紹介いたします。どの本も、せた研や区立図書館で読むことができますので、気になった方は是非お読みください。遠くに行けない夏休みですが、こんな時だからこそ、読書を楽しんではいかがでしょうか。



『アメリカ
大都市の死と生 新版』
ジェイン ジェイコブズ 著
山形浩生 訳 (2010)
鹿島出版会

1961年の著作ですが、その知見は今も色あせていません。著者は都市計画の専門教育を受けていませんが、都市はそこに生きる市民のものとして、生活者の視点で専門家に挑んでいます。本書では1950年代のニューヨークの再開発や自動車中心の都市計画を批判し、都市に重要な多様性を生み出す4つの要素として「多様な用途」「小さな街区」「新旧の建物の混在」「ある程度の人口密度」の必要性を述べ、示唆に富んでいます。訳者による称賛一辺倒ではない解説も興味深いです。(宮本 千穂)



『お金のために
働く必要がなくなったら、
何をしますか?』
エノ・シュミット/山森 亮 他著
(2018) 光文社

本書はベーシックインカム(無条件で給付される基本的な所得(BI))を論じています。2016年にスイスで行われた国民投票の経緯、1960年代以降の様々な社会実験、国内で進行中のBIの理念に通ずるプラットフォーム的な取組等を紹介しながら、理念や制度、目指す社会の姿が語られます。さて我が国ではコロナ対策の特別定額給付金をBIの入口と指摘する声もあります。BIはコロナ禍後の社会を考えるひとつのヒントなのかもしれません。(箕田 幸人)



『入門 公共政策学』
秋吉 貴雄 著
(2017)
中央公論新社

本書は、政策科学や政策研究という分野を含む公共政策学の数少ない新書です。公共政策とは「公共的問題を解決するための、解決の方向性と具体的手段」と定義されます。主に国の政策の事例について論じられていますが、1つの読み方として、私たち職員が担当する個別の事業や業務も公共政策(の一部)だと思います。問題の設定、解決策、その決定過程など、整理して考えるための枠組みを学ぶことができます。(志村 順一)



『路上の国柄』
藤田 弘夫 著
(2006)
文芸春秋

本書は街並み、特に街中にある看板から、官と民、公と私の関係論を論じています。表紙イラストの「ここは世田谷区じゃありません 渋谷区」という看板は実在しませんが、それに負けず劣らず不思議な看板は世の中にあふれています。例えば「都有地につき立ち入り禁止」という看板を見たとき、あなたは思うでしょうか? 著者の主張に賛同するかどうかはさておき、身近なモノを通して社会を考える面白さを味わうことができる本です。(金澤 良太)



『手づくりまちづくり』
大場 啓二 著
(1990)
ダイヤモンド社

7期28年に渡り世田谷区長をつとめ、区の「まちづくり」の基礎を築いた大場啓二による著作。「ふるさと区民まつり」「世田谷美術館」「世田谷区街づくり条例」「区民健康村」等について当時の多彩な発想や手法が述べられています。共通する理念は「ふれあい」です。行政と区民とのふれあい、区民と区民とのふれあい、文化や農業とのふれあい。当時を振り返りながら「住民主体のまちづくり」とは何かを改めて学ぶことのできる本です。(古賀 奈穂)



『サードプレイスー
コミュニティの核になる
「とびきり居心地のよい場所」』
レイ オルデンバーク 著
忠平 美幸 訳 (2013)
みすず書房

①家庭、②職場や学校に続く第三の場所を意味する「サードプレイス」は家の近所であって、いつでも、だれでも入れて、常連がいて、いろいろな人が集まり会話をを楽しむ場所。欧米の事例ですが、日本においても参考になるのでは(解説では居酒屋が挙げられています。私はお店に入っても、ほかのお客さんと会話をを楽しむ勇気はありませんが...)。原著は1989年出版ですが、現代ならSNSなどがそのような「場所」として機能するのでしょうか。(田中 陽子)

こちらもおすすめ!

- ・小山 弘美 著「自治と協働からみた現代コミュニティ論」(2018) 晃洋書房
- ・梅津 誠之輔 著「太子堂・住民参加のまちづくり 暮らしがあるからまちなのだ!」(2015) 学芸出版社

社会調査マスターへの道 第8回 特別研究員 金澤良太

答えやすい調査票をつくらう⑥:ひとつの質問にはひとつの論点のみ



1. ダブルパーレル質問とは

不適切な質問は回答を誘導してしまうだけでなく、回答が不可能になってしまうこともあります。回答が不可能になってしまう原因は、質問文に由来する場合と選択肢に由来する場合があります。質問文に由来する回答不能な質問とは、いわゆるダブルパーレル質問とよばれるものです。ダブルパーレルは二連続のことであり、ひとつの質問文にふたつの論点が含まれている質問文のことをそのようによびます(安田1966)。

2. 並列タイプのダブルパーレル質問

ダブルパーレル質問には2つのタイプがあります。1つ目は、「AやB」というように2つの論点を並列しているものです。たとえば、例1のような質問があると思います。

例1) 問. あなたは飲酒や喫煙をしていますか
1. している 2. していない

この質問に対し、飲酒と喫煙の両方をしている人、もしくは両方していない人は迷わず回答できます。しかし、飲酒のみ、もしくは喫煙のみしている人は回答に困るでしょう。ひとつの質問ではひとつの論点についてのみ聞くというのが原則であり、例1の場合、「あなたは飲酒をしていますか」と「あなたは喫煙をしていますか」という2つの質問に分けなければなりません。

3. 主節と従属節タイプのダブルパーレル質問

2つ目は、「AなのでB」というように主節と従属節からなるタイプです。例2をみてください。

例2) 問. 路上喫煙は品がないので禁止すべきだと思いますか。
1. そう思う 2. そう思わない

この場合、(1)路上喫煙を禁止すべきだと思うかどうかと(2)その理由という2つ論点がひとつの質問文に含まれてしまっています。路上喫煙は禁止すべきだが、それは品がないからという理由によるのではないという人は、回答に困ってしまいます。

したがって、「路上喫煙は禁止すべきだと思いますか」と「その理由は何ですか」という2つの質問に分けるべきでしょう。

4. ダブルパーレル質問でも許容される場合

以上のようにダブルパーレル質問は避けなければなりませんが、許容される場合もあります。例3のように、2つの論点が並列されているほうが自然で、質問文を分けることに意味がないときには、ダブルパーレル質問であっても構いません。もしこの質問を家事と育児のそれぞれについて聞く2つの質問文に分けて調査票に載せたとしたら、回答者はなぜ同じようなことを繰り返し聞くのだろうと感じることでしょう。

例3) 問. あなたは男性と女性が対等に家事や育児を担うべきだと思いますか。
1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. あまりそう思わない
4. そうは思わない

例3は、いわゆる性別役割分業意識を調べようとする質問であって、その意味では、「家事や育児」というように一見するとダブルパーレル質問になっていたとしても、回答できないとか回答に困るという人が生じない限りは、このままにしておいてよいといえます。その質問が何を知ろうとしているのか、という点を十分考慮して判断する必要があります。

文献

安田三郎, 1966, 「質問紙のワーディング実験」『社会学評論』17(2):58-73.
(J-STAGEというサイトでpdfを閲覧できます)



ご意見・ご感想、取り上げてほしいテーマがございましたらアンケートにてお知らせください。





大杉所長の
コラム



第6回 コア・テーマは地域行政



早いものでこの9月末で所長就任1年となります。研究所設立当初の4年間、紀要『都市社会研究』の編集長を務めていましたので、半ば懐かしい気持ちでお引き受けしました。直前には地域行政の推進にかかる研究に関する政策研究員に委嘱されていまして、実質的には所長就任前から研究所の業務に関わっていたといえます。

遅ればせながら新年度(今春)には就任のご挨拶を兼ねた講演会でもと企画していたのですが、残念ながらコロナ禍で中止せざるを得ませんでした。いまのところ、区職員の皆さんとは、^{*}復刊。相成った本ニュースレターで、コラムを通じてのご対面にとどまっています。引き続きよろしくお願いします。

× × ×

これまでいくつかの自治体で本研究所のような自治体シンクタンクのアドバイザーなどを経験してきました。一口に自治体シンクタンクといっても、それぞれの自治体でその果たす役割や位置づけは随分と異なりますので、私の任務もさまざまでした。

世田谷区にあっては、候補となる研究テーマは多様に考えられるでしょうが、やはり私が関わることになった経緯でもあり、現在区で条例化を検討している「地域行政」を外すことはできないでしょう。

地域行政ということばは、どうやら世田谷区職員にとっては空気のような、あって当たり前のものとして受けとめられている観があります。地域も行政もごく普通のことばですから無理ありません。しかし、自明の概念かといえば、決してそうではないことはぜひ知っておいてほしいのです。

特別区や市町村のような基礎的自治体で、その区域を区分して、総合支所を設置したり、それを含めて三層制の行政体制をとったりする自治体は、実は極めて珍しい、ほぼ世田谷区固有の仕組みだといって差し支えないのです。指定都市の区役所制度は比肩すべ

き存在かもしれませんが、指定都市によってもヴァリエーションがあります。そもそも地方自治法という支所・出張所の類を設置していない自治体もあります。同じ自治体職員でも、そしてわかった気になっていたとしても、地域行政で思い浮かべる事柄は相当にズレがあると思った方が間違いありません。

国際比較、特に先進国との比較でいうと、今世紀に入ってから自治体内の地域レベルで市民参加を推進する地域分権が強化される傾向にあります。例えば、イギリスやフランスなどもそうですが、あくまで政治的分権がメインである点が異なります。また、行政権限の地域分散という点で共通するのですが、邑・面・洞という下位行政機関を基礎自治団体(日本の市町村に相当)の下に法律により一律で必置とする韓国とも様相が異なります。日本の自治法は、地域行政に関する自治体の自主組織権を、設置の有無を含めて広く許容しているといえます。

世田谷区が地域行政の自主組織権をフル活用してきたことは、誇りと考えてよいことです。その30年にわたる歴史はリスペクトされるべきでしょう。

現在、研究所には数十箱もの地域行政関係の文書資料があります。所員が手分けして^{*}解読。しているところです。職員の方々にはもちろん、区民にも今一度地域行政を考えていただけるよう整理して取りまとめたいと思います。埋もれたエピソードの発掘を含めて、ニュースレターでもその成果を随時ご紹介していければと考えています。

世田谷区は街づくりや地域包括ケアなどを含めて、広い意味での地域行政に関する先駆的な取組みの蓄積があります。引き続き定点観測できる体制を整備するとともに、本研究所が国内の地域行政研究のメッカになるべく調査研究を進めたいと考えています。職員のみなさんにも是非ご協力のほどよろしくお願いします。

今月のトピックス

「せたがや自治政策Vol.12」を発行しました

せたがや自治政策研究所は、このたび令和元年度の研究・活動の成果として、[研究・活動報告書「せたがや自治政策Vol.12」](#)を発行いたしました。令和元年度は、「自治体経営のあり方」および「地域行政の推進」をテーマに調査研究を行い、報告書を取りまとめました。

[庁内公開サイトからバックナンバーもご覧いただけます。](#)



今月のトピックス2

「Web調査の有効な学術的活用を目指して」について 研究員 田中陽子

最近、Web調査（インターネットリサーチ、ネット調査、オンライン調査ともいう）による調査結果を見ることが多くなってきました。区で実施する調査は郵送調査が多い印象ですが、[男女共同参画に関する区民意識・実態調査](#)など、Web調査との併用も行われ始めています。とは言えサンプルの偏りや回答の信ぴょう性など、Web調査には不安を感じる方も多いと思います。

令和2年7月に日本学術会議（日本の科学者・研究者を代表する機関で、政府への答申、勧告や提言を行っている）より「[Web調査の有効な学術的活用を目指して](#)」という提言がありました。行政が実施する調査においても参考になりそうな内容なのでご紹介します。

提言の内容は以下の通りです。

- ◆ Web調査の問題点を的確に理解した上で活用していくべきである
- ◆ 従来調査と相補的となるよう、データ収集の幅の拡大をおこなうべきである
- ◆ 従来困難だったセンシティブな質問に対して回答しやすいので積極的に活用すべきである
- ◆ 調査会社は個人情報保護に留意しつつ登録モニターに関する情報を利用者に公開すべきである

以前、社会調査マスターへの道 第1回でも取り上げたように、社会調査の回収率の低下は大きな問題となっています。いくら無作為抽出で送付しても、回答してくれる人が少ない場合、その代表性に疑問が生じてしまいます。ほとんどの社会調査では若年層、男性、都市居住者の割合が少ないことが多く、サンプルに偏りが生じてしまうのです。

一方で近年インターネット利用者は増加しており、特に都市部で高い傾向があります*。まだまだ世代間の格差はありますが、遠くない将来、インターネット利用者が母集団である国民全体・区民全体に近づいていくことは間違いありません。

以下に、Web調査と書面調査の比較をまとめました。調査設計や委託先の選定の際には本提言に掲げられている内容にも留意すると、よりよい調査となるのではないのでしょうか。

*2018年通信利用動向調査によれば、インターネットを使っている人は、13-49歳代で95%を超え、50歳代で90%を超え、60歳代でも80%に迫りつつある。2019は13-59歳で95%を超えており、60歳代でも90%程度。いずれも都市部のほうが高く、東京は最も高いという傾向が続いています。

*業界団体である（一社）日本マーケティング・リサーチ協会も「[インターネット調査品質ガイドライン](#)」を定めています。

	Web調査	書面調査	Web調査の特徴
設計、実施、集計の迅速性	○	△	書面の場合にかかっていた印刷・配布・回収・入力に対する時間が大幅に縮小される
問や選択肢の自由度と機能性	○	△	「紙」の調査票ではないためレイアウトや枚数、回答方法に制約がなく、図や音、映像で示したり、無段階での評価も可能。記述回答の文字数制限もなく、ユーザーフレンドリー
ヒューマンエラーの回避	◎	△	回答者のさまざまなエラーを回避することが可能（例：択一回答にはラジオボタンを使う、回答結果により分岐する次の質問を自動的に個人別に判定して表示など）。回答の電子データを集計するため入力時のエラーを回避できる
回答の正確性	△	○	調査協力にともなうポイントを稼ぐために、容易に調査への回答をこなしていくことを優先する協力者（プロ回答者）が少なからず存在する。書面の場合、入力前の目検による確認で無効票とすることが可能。
費用の廉価性	○	△	登録モニターに実施する場合、書面の場合にかかっていた印刷・配布・回収・入力に対するコストが大幅に縮小される
対象集団の設計の自由度	○	△	モニターの属性について既知の情報が多いため、住基データと同様の条件で層化することで近い条件の有効な数の標本が得られる。また特殊な条件付け（例：以前世田谷区に居住していたことがあるなど）も可能。
サンプルの偏りのなさ	△	○	以前に比べ格段にモニター登録者が増えたとはいえ、まだ年齢等の属性に偏りがある。登録モニターのサンプルとしての偏りや特徴が公開されにくいと、国調データとの比較による補正もしづらい
調査の質の評価	△	○	書面調査では回収率で推測できたが、Web調査では難しい。安く質の悪いデータとならないように条件の設定を慎重に行うことが必要であるが、何を設定すればよいかは明確になっていない。

- ◆ 区には住所のデータはありますが、メールアドレスは把握しておらず、Web調査の実施には業者委託とするか、（時間・費用が上乗せされる上、回収率のデータがありませんが）書面等で案内して回答フォームへ誘導するかしかないのも、区で実施する上での課題と言えそうです。

社会調査マスターへの道 第9回 特別研究員 金澤良太

答えやすい調査票をつくろう⑦:選択肢にこだわりを

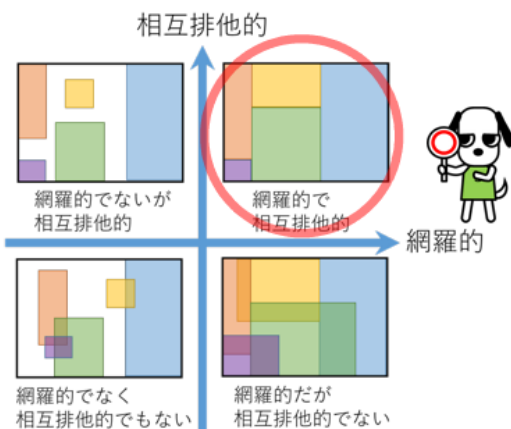


自由回答よりも選択式

調査票をつくる時、質問文への回答を自由回答にするか選択肢にするか悩むことがあるでしょう。原則として自由回答は避けたほうが無難です。というのは、自由回答は調査後のデータ集計・分析に非常に労力がかかるからです。自由回答のデータを集計するには、ひとつひとつの回答内容を読み、内容にしたがっていくつかのカテゴリーに分類し、各カテゴリーの回答者を数え上げなければなりません。それに比べて、選択式にしておけば、各選択肢を選んだ回答者を数えるだけでよいのです。もちろん明確な目的があれば自由回答でもよいのですが、選択肢を考えるのが大変だからという理由で自由回答を用いてはいけません。

選択肢は網羅的かつ相互排他的に

選択肢をつくる時に必ず守らなければならないのは、選択肢は網羅的かつ相互排他的にしなければならないということです。選択肢が網羅的であるとは、言い換えると、すべての対象者がいずれかの選択肢にあてはまるということです。あてはまる選択肢がなければ、対象者は回答することができません。回答できない対象者が生じてしまうような質問の結果は、データとしての意味がありません。また、対象者にとって自分にあてはまる選択肢がないというのは快くないものであり、調査への反発を感じさせてしまいます。



選択肢が相互排他的であるというのは、選択肢の内容が重複していないということです。選択肢に重複があると、回答者はどれを選択したらよいかわからなくなってしまいます。このような場合も、やはり回答結果はデータとしての意味がなくなってしまいます。

「その他」の活用

質問によっては、ありうるすべての回答を選択肢におとしこむことが難しいことがあります。たとえば、世帯構成を聞く質問を思い浮かべてみましょう。家族の多様化が言われている現在、考えうる世帯構成の全パターンを挙げることは困難でしょう。そのようなときは、その他という選択肢をつくっておき、カッコの中に具体的に記入してもらうようにします。同じ内容の回答が多ければ、集計する時にはその他とは別に独立したカテゴリーにすればよいのです。

社会の変化にも配慮を

個人を対象とした調査では、性別はほぼ必ずと言っていいほど聞かれる項目です。近年、セクシャリティの多様性が広く社会に認められるようになりましたが、調査票調査をする上で新しい課題が生じています。多様な性のあり方を踏まえたくて、どのように性別を聞いたら良いのかという課題です。今は様々な調査主体が試行錯誤している段階です。基礎自治体による調査の中には、男性と女性に加えて「その他」という第3の選択肢を設ける事例が見受けられます。このような「その他」という表現の是非については、性的少数者への社会的配慮はどのようにあるべきかという観点から、数年前にSNS上を中心に話題になりました。調査票における性別の聞き方は、調査の方法論として、そして調査倫理上の問題として、より議論が深められるべきでしょう。

F1 あなたの性別(性自認)は。

1. 男性 2. 女性 3. その他

※性自認:自分が認識している自分自身の性別

【男女共同参画に関する区民意識・実態把握調査報告書】より

ご意見・ご感想、取り上げてほしいテーマがございましたらアンケートにてお知らせください。



せたがや自治政策研究所 Newsletter

SETAKEN NEWS



2020年10月

24号

大杉所長の縁招き 第7回 データを活用した政策形成の場へ



前回このコラムでも触れたように、この10月で所長就任1年が経過しました。あらためてよろしくお願いたします。

さて、前回コラムで、これからの抱負として、本研究所が国内の地域行政研究のメッカになるべく調査研究を進めたいと述べました。

実はもう一つ抱負があります。政策形成におけるデータ利活用の推進です。

本研究所の特徴は、設立以来、家族・地域をテーマにした社会調査を精力的に進めてきた点だと思います。こうした伝統を引き継ぎつつ、広く政策形成にデータを利活用していく取組みにも力を入れたいと思うのです。

データの利活用は、「証拠に基づく政策立案」と呼ばれる政府が推進する取組みとも密接に関連します。いわゆるEBPM(Evidence-based policymaking)です。難しく聞こえますが、要は、政策づくりにはきちんとした根拠＝証拠が必要だということです。もっとわかりやすくいえば、「論より証拠」ということです。

ネットをはじめ情報過多といわれる今日、あれこれ「論」はおびただしく溢れているのですが、実は「証拠」の流通は乏しかったりします。では、証拠や根拠となるデータがまったくないのかというとそんなことはありません。特に役所は豊かなデータバンクです。ただ、大切に鍵をかけて保管し未使用だったり、使い勝手の悪い保管の仕方をしていたり、「利活用」は後回しにさ

れてきた面があります。すでにあるものはもちろんですが、ICTの発達やデジタル化で、新たに活用できるデータも最近では増えてきましたので、これらを使わない手はないはず。

データを揃えて活用するにしても、一部の人がひっそりと使えばいいわけではありません。最近ではオープン・イノベーション＝共創という考え方が重視されてきました。広くデータの利活用を多くのの人々に開いて、様々な知恵を結集できるようにしようというものです。自治体のなかでも、役所の組織としてイノベーション・ラボを設置したり、民間と共同でそうした場を創設したりする例も増えてきました。

例えば、「データアカデミー」(庁内のデータなどを利活用して職員が体験する研修方式。下図参照)を開催するなど、せたがや自治政策研究所もそうした場づくりに貢献できれば、という思いを抱いてきました。

そんななか、所員から、データ利活用をテーマに講演会を開きたいという希望が飛び出しました。うれしいことです。そこで本研究所主催のオープンゼミ第1回としてデータ利活用をテーマに開催する運びとなったのです。ご案内は下記の通り、どうぞご参加ください！

* 関連する参考文献として、

[大杉寛「証拠に基づく政策立案EBPMと自治体経営のこれから」『Think-ing』第21号、彩の国さいたま市づくり広域連合、2020年](#)

	収集・入力	整理・管理	公開・活用
制度の設計		- 情報開示法等の整備 - 情報公開制度、個人情報保護制度等の整備・運用 - セキュリティ対策	
組織・人材の管理		- EBPM推進 - 情報関連職員の育成（大規模イノベーションなど） - 情報関係人材の確保・育成 - データ活用（社会福祉など） - データ活用推進 - データ活用推進	
基盤・環境の整備		- クラウド・コンピュティング化 - AI、IPAの導入 - AI、IPAの導入 - AI、IPAの導入 - AI、IPAの導入 - AI、IPAの導入	
データの整備	- スマートフォンの活用（らびらびによる市民参加など） - スマートフォンの活用（らびらびによる市民参加など） - スマートフォンの活用（らびらびによる市民参加など） - スマートフォンの活用（らびらびによる市民参加など）	- オープンデータ化 - オープンデータ化 - オープンデータ化 - オープンデータ化	
データの利活用		- データ活用推進 - データ活用推進 - データ活用推進 - データ活用推進	- オープンイノベーション（つくば市立図書館など） - オープンイノベーション（つくば市立図書館など） - オープンイノベーション（つくば市立図書館など） - オープンイノベーション（つくば市立図書館など）

出典：公益財団法人 日本都市センター「人口減少時代の都市行政機構」所収
大杉寛「デジタル社会の到来を見据えた技術革新と都市自治体の対応」217頁
http://www.toshi.or.jp/app-def/wp/wp-content/uploads/2020/05/report187_11.pdf参照

緊急告知

第1回 庁内オープン・ゼミの開催、決定

基調講演

データで見る

「新型コロナウイルス感染症による東京の人口動向と区政運営への影響」

大塚 敬 政策研究員(MURC)

令和2年11月6日(金曜日)15時より

区民会館ホールにて

※聴講者募集は令和2年10月29日まで

詳細は、こちら

資料でよくわかる 地域行政制度のひみつ1

研究員 古賀奈穂

平成3年(1991年)に地域行政制度がスタートしてから30年が経とうとしています。現在地域行政の推進にかかると新たな条例制定の検討が進められています。せたがや自治政策研究所では地域行政の研究の一環として令和2年(2020年)1月に「地域行政の推進に関する研究」を報告書として取りまとめました。今年度は過去に地域行政の関連資料を整理・電子化し、アーカイブ化する作業を行っています。地域行政30年の歴史を紐解くとともに将来に向けた地域行政のあり方を改めて考えるきっかけにしたいと考えています。

今回は昭和50年(1975年)の区長公選制復活から平成2年(1990年)の北沢タウンホール落成までを年表で振り返り、資料整理で見つけた興味深い資料を紹介します。

I 庁内ミニコミ紙「ちいきぎょうせい」 昭和55年(1980年)3月～昭和59年(1984年)1月

地域行政制度の本格的な検討を開始するため、昭和54年(1979年)4月に庁内に設置された地域行政推進本部が発行したミニコミ紙です。地域行政に対する職員の理解と協力を得るため、地域行政検討プロジェクトチームの活動をはじめ地域行政に関するさまざまな情報を発信し、庁内への意識啓発を行いました(No.1～33まで定期的に発行)。

No.12では「地域行政のここがわからない」をテーマに2か月間に及ぶ職場討議とヒアリングで出された疑問・意見と回答を紹介しています。またNo.17では当時窓口改善のために導入されたFAX(ファクシミリ)について紹介されています。各号に掲載されている「視点」というコーナーも興味深いです。

右画像はNo.12より抜粋

画像のクリックでNo.1から33まで読むことができます→



II 地域行政NEWS「STEP UP」 平成元年(1989年)10月～平成2年(1990年)5月

地域行政制度スタートを目前にして庁内で移行に伴う作業が本格的となってきた頃、全庁的な取り組みの進展をリアルタイムで伝えるという目的で、地域行政参事/調整課により発行されました(No.1～9まで毎月1回発行)。

No.3では、地域行政制度に関する地区説明会での様子について当時の担当者の反響・感想・エピソード等が紹介されています。またNo.8では「出張所」や「地域事務所」(現:総合支所)の名称募集に寄せられたアイデアや初めて庁舎内にワープロが導入されたときの様子が掲載されています。当時を懐かしむことができるトピックが満載です。



STEP UP No.8より抜粋。

ワープロ、フロッピーディスク…実物を見たことない職員も多いのでは…? 画像のクリックでNo.1から9まで読むことができます。

年表でみる地域行政のあゆみ

I 区長公選制復活から北沢タウンホール落成(昭和50年～平成2年)まで

	当時の出来事	区と地域行政のあゆみ
昭和50年 (1975年)		4月 都からの事務移管により23区が「市」並みの自治体としてスタート 4月 区長公選制復活後、初の区長選挙において大場啓二氏初当選(～7期28年)  当時のまちの様子(三軒茶屋駅南口) 昭和50年(1975年) 出典:世田谷WEB写真館
昭和53年 (1978年)	・新東京国際空港(成田空港)開港	6月 「世田谷区基本構想」議決 区民主体のまちを築き上げるための区政の基本的な指針。世田谷区の将来像を示すとともに、施策の基本原則と大綱を定めました。
昭和54年 (1979年)		4月 「世田谷区基本計画」策定 「世田谷区基本構想」に掲げる区の将来像を実現するため「福祉社会をめざすヒューマン都市世田谷」をテーマに昭和54年から10年間の計画を示したものです。ここではじめて「地域行政」という言葉が登場しました。 4月 地域行政推進本部設置 「世田谷区基本計画」を基に設置。ここではじめて地域行政の検討を本格的に開始しました。 6月 「地域行政基本方針」策定  世田谷区基本計画「福祉社会をめざすヒューマン都市世田谷」 昭和54年(1979年)
昭和55年 (1980年)		2月 来庁者5000人アンケートを実施 2月 地域行政検討プロジェクトチーム発足 3月 庁内ミニコミ紙「ちいきぎょうせい」発行開始 以降、昭和59年まで定期的に発行(第33号まで発行)。地域行政に関する庁内への意識啓発を行いました。  庁内ミニコミ紙「ちいきぎょうせい」 昭和55年(1980年)～昭和59年(1984年)
昭和56年 (1981年)	・第二次臨時行政調査会(土光会長)初会合	3月 地域行政検討プロジェクトチーム報告書として「地域行政のあり方」「地域行政基本計画案」策定 この報告書で区内を世田谷・北沢・玉川・砧・烏山の5つの地域に分け、地域事務所(現:総合支所)を設置する方針を打ち出しました。 7月 わたしたちのまちを考える区民のつどい(全区集会)開催 8月 地域行政に関する区民へのアンケートを実施 9月 地域行政区民の集い実施   地域行政検討プロジェクトチーム報告書 第1部 地域行政のあり方 昭和56年(1981年) 地域行政検討プロジェクトチーム報告書 第2部 地域行政基本計画案 昭和56年(1981年)
昭和57年 (1982年)	・東北新幹線開通 ・上越新幹線開通	6月 街づくり条例制定

次ページに続きます

昭和58年 (1983年)	・三宅島大噴火	10月 身近なまちづくり推進員制度発足 各地区の区民から「推進員」を委嘱し、住民の創意と工夫による「まちづくり」を実践していこうという制度です。
昭和59年 (1984年)		11月 住民記録ファクシミリサービス開始 12月 二子玉川区民サービスコーナー開設
昭和60年 (1985年)	・つくば科学万博開催 ・電電公社・日本専売公社が民営化	4月 烏山福祉事務所新設 (砧福祉事務所烏山分室の改組) 5月 桜丘区民サービスコーナー開設  当時のまちの様子(三軒茶屋駅前) 昭和60年(1985年) 出典：世田谷WEB事務局
昭和61年 (1986年)	・チェルノブイリ原子力発電所で事故 ・男女雇用機会均等法施行	4月 地域行政推進プロジェクトチーム発足 4月 北沢・烏山地域に「支所開設準備室」設置 4月 各支所に「防災係」設置 7月 玉川・砧両支所に「区民課」・「土木課」設置 7月 「身近なまちづくり支援制度」発足 区民の自主的なまちづくり活動を区の職員が支援するという目的で発足しました。職員の部課長級、出張所長の全員とその他の公募により選ばれた職員が地区の推進員の活動を支援していくという制度です。 7月 出張所に関する区民アンケート調査実施
昭和62年 (1987年)	・国鉄分割・民営化	6月 身近なまちづくり支援制度アンケート調査実施
昭和63年 (1988年)	・青函トンネル開通	2月 地域行政推進プロジェクトチーム最終報告「地域行政推進計画」策定 6月 職員による「まちづくり地区担当制」導入 10月 世田谷地域に支所開設準備室設置
平成元年 (1989年)	・昭和天皇崩御、元号が昭和から平成へ ・消費税スタート(消費税率3%) ・ベルリンの壁崩壊	7月 住民情報漢字処理システム運用開始 システムの導入により、ファクシミリ導入時以上の大幅な窓口サービスのスピードアップと住民情報の管理の簡素化が実現しました。
平成2年 (1990年)	・イラク軍、クウェートに侵攻 ・ドイツ統一 ・バブル経済崩壊はじまる	5月 地域事務所・出張所名称アイデア募集 区民からは地域事務所に関しては144種198件、出張所に関しては151種188件ものアイデアが寄せられました。最終的に名称は「総合支所」と「出張所」に決定しました。 12月 北沢タウンホール落成  北沢タウンホール落成 平成2年(1990年) 出典：世田谷WEB事務局

25号では平成3年地域行政制度発足以降のトピックスを中心にご紹介します。

今月のトピックス

「地域行政のあゆみ」のパネル展示を行いました

「これからの地域コミュニティとまちづくりを考えるシンポジウム」(地域行政課 主催)が10月17日に世田谷区民会館ホールにて開催されました。

せたがや自治政策研究所の前所長である森岡清志氏(放送大学特任教授)が「地域行政とコミュニティ」と題して基調講演を行い、この度の地域行政の改革を住民自治の拡大を志向するコミュニティの形成に結びつける必要性をお話されました。当研究所では、来場者に地域行政のあゆみを知っていただくため、上記にご紹介したパネル展示をロビーにて行いました。



社会調査マスターへの道 第10回 特別研究員 金澤良太

答えやすい調査票をつくろう⑧:選択肢にこだわりを その2



単一回答がベスト

回答者に選択肢を選んでもらう個数にもこだわりを持ちたいものです。質問にもよりますが、原則として選択肢はひとつだけ選んでもらう形式、すなわち単一回答(シングルアンサー、S.A.)にすべきです。というのは、多くの場合、複数回答(マルチアンサー、M.A.)だと調査結果の解釈が難しくなるからです。たとえば、常識的に考えると両立しがたい2つの選択肢に○がついていた場合、その対象者のデータをどのように扱うかは難しい問題です。

また、個々の回答を集計すると、単一回答と複数回答では大きく印象が異なる場合があります。たとえば、普段利用する地域図書館についての質問をした場合を考えてみましょう。もっともよく利用する図書館を◎、利用する図書館を○として、図1のような結果となったとします。もっともよく利用する地域図書館を集計した結果(単一回答)と、利用する地域図書館すべてを集計した結果(複数回答)とを見比べてみてください。質問の目的にもよりますが、単一回答の結果のほうが容易に解釈できることがわかります。

選択個数の制限や指定は避けよう

複数回答よりもたちが悪いのが、「○は3つまで」とか「2つ選んで○をつけてください」というように○の数を制限ないし指定する制限連記法です。○の数を制限するのだから、制限連記法をつかえば複数回答の問題を解消できると単純に考えてはいけません。例えば、「○は3つまで」とした場合、制限がなければ4つ以上の選択肢に○がつくはずの回答者もいれば、本来なら1つの選択肢にしか○がつかないのに無理やり3の選択肢に○をつける回答者もいるでしょう。加えて、○の個数を指定する際の明確な基準は存在せず、なんとなく決めているにすぎません。制限連記法で得た回答結果は厳密にいうとデータとしては不適格なのです。○を複数つけてほしいのなら、個数を制限・指定してはいけません。

また、「1位から3位まで順に」とか、「○をつけた選択肢のうち、もっとも重要なものはどれですか」というように、選択肢に順位をつけてもらう設問も散見されます。回答者にとっては面倒な回答の仕方であり、調査者にとっても意味ある解釈ができるのは1位に選ばれた選択肢だけでしょう。このような回りくどいやり方をするくらいなら、単一回答にすればよいということは、誰の目にも明らかです。

普段利用する地域図書館

	A図書館	B図書館	C図書館
1	○	◎	
2	○	○	◎
3	○	◎	
4		◎	
5	○		◎

注1: 単一回答=◎

注2: 複数回答=◎+○



	単一回答	複数回答
A図書館	0	4
B図書館	3	4
C図書館	2	2

図1. 単一回答と複数回答

まとめ

前回の内容も含めて選択肢をつくる際の注意点をまとめると、以下のようになります。

1. 選択肢は網羅的かつ相互排他的にする
2. できるだけ複数回答にはせず、単一回答にする
3. 複数回答にする場合は制限連記法をつかわない
(=○の数を恣意的に制限しない)

以上を守れば、単純集計の表やグラフがわかりやすくなり、解釈が容易で有意義な結果を得ることができでしょう。



ご意見・ご感想、取り上げてほしいテーマがございましたらアンケートにてお知らせください。地域行政に関する資料をお持ちの方や作成に携わった方からの情報もお待ちしております。





大杉所長の縁招き第8回 イノベーションって？



前回のコラムで、「オープン・イノベーション＝共創」について少し触れました。ところで、イノベーションということばは「革新」「刷新」などと訳されますが、どうもしっくりこないのが、カタカナ表記が一般的です。この概念は経済学者シュンペーターによるのですが、実は、彼は当初は日本語訳でいうと「新結合」という表現を用いていました。英語でいえば、new combination、つまり、新しい組み合わせ、のことです。

イノベーションというと、無から魔法を使ったかのように何かをひねり出すことのように受け取られがちですが、火のないところに煙は立ちません。シュンペーターは経済学者でしたので、企業家とは、①新たな商品・サービス、②新たな生産方法、③新たな販路、④新たな原材料の供給源、⑤新たな組織、これら要素を組み合わせることを「新結合（のちのイノベーション）」によって、企業・経済活動を推進しようという経済主体のことだ、と著書で定義づけています。これらすべての要素を新たにせよ、というのではなく、部分的に組み替えることで、いかに新機軸を打ち出すがポイントなのです。

イノベーションということばは現在では経済だけではなく、科学技術の世界を含めて広く流布しています。イノベーション学という学問分野もあるぐらいです。当然ながら、政策や行政にも当てはまります。政策企業家といえ、政策を売りさばいて儲けるコンサルやシンクタンクのことではなく、①新たな行政サービスや政策を創り出すこと、②新たな政策開発手法を採用すること、③新たな行政ニーズを把握すること、④新たな行政資源を活用すること、⑤新たな組織体制を組むこと、こういった要素を巧みに組み合わせて問題に対処しようとする政策主体のことです。その意味で、みなさん、自治体職員も、政治家（首長、議員）などとともに、あるいはそれ以上に政策企業家たりうるわけで、そうした自負を持って欲しいものです。

自治体職員で政策企業家といってすぐに思い浮かべるのは、柳川市役所職員であった故・廣松伝さんです。固有名詞で語られる自治体職員の元祖ともいべき方です。柳川の水郷を守った人物として（ドブと化した掘割を暗渠にする下水道計画を担当係長ながら覆し、掘割のあるまちづくりを進めた！）、一自治体職員にも

関わらず、といったら失礼ですが、地元の市立資料館に人物紹介の常設コーナーが設けられています。なんといっても、日本アニメの両巨匠、宮崎駿・高畑勲作品『柳川堀割物語』ではキーパーソンとして描かれています。「わずらわしい水との付き合い」が同映画のメイン・テーマです。そこに着目して映画化した高畑さんのセンスも素晴らしい（高畑勲『アニメーション、折にふれて』岩波現代文庫 参照）。自治体職員ならば是非ご覧いただきたい映画です（ふた昔、いや半世紀前ならば、黒澤明監督『生きる』だったでしょうか）。

ただし、今の時代、政治家にせよ、自治体職員にせよ、イノベーターの役割を独り占めするのは無理があります。開かれたイノベーション＝オープン・イノベーション＝共創が重要な意味を持つのです。実は映画をご覧いただくとわかるのですが、廣松さんが柳川の水郷を守った取組みも、いまでいうオープン・イノベーション＝共創であり、柳川の掘割という場がリビング・ラボだったことがお分かりいただけるはずです。

さて、世田谷区ではどのような共創の場が展開されるのでしょうか。

※廣松伝さんと『柳川堀割物語』に関連して、大森彌・大杉覚『これからの地方自治の教科書』第一法規、28～32頁参照。

廣松さんの素晴らしい取組みについてはご自身の講演（<http://jp.a-rr.net/jp/news/member/1575.html>）を是非ご覧いただきたいと思います。



アニメーション、折にふれて
高畑 勲、岩波現代文庫
区立図書館5館に所蔵しています

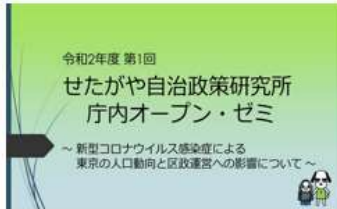
これからの地方自治の教科書
大森 彌・大杉 覚、第一法規
せたがや自治政策研究所で所蔵しています





活動報告

第1回庁内オープン・ゼミを開催しました



せたがや自治政策研究所は令和元年10月にリニューアルし、東京都立大学の杉本教授を所長に迎えて、開かれた研究所の取組みを進めてきました。その一環として新たに「庁内オープン・ゼミ」を開催することとし、コロナ禍により半年遅れとなりましたが、11月6日に第1回を開催しました。当日の所長挨拶のように、当研究所の研究プロセスで得られた様々な成果や知見を庁内で共有し、職員同士で考え、議論できるオープンな場にしたいと考えています。

記念すべき第1回は、東京の人口が減少に転じたとの報道や、コロナ禍で人の移動のあり方に変化が生じているとの問題意識から、「新型コロナウイルス感染症による東京の人口動向と区政運営への影響」をテーマに、三菱UFJリサーチコンサルティングの自治体経営改革室長の大塚敬氏にご講演いただきました。

講演では、近年増加傾向が続いてきた東京都の人口が、6月以降主に23区エリアで減少していること、世田谷区は23区平均に比べさほど減っておらず、まだ深刻な動きには至っていないことなどが、エリア別、月毎の具体的な人口データに基づき示されました。

続いて、コロナ禍で特に影響が懸念される施策分野として、高齢者の社会参加意欲の低下が健康寿命の短縮や認知症の深刻化などをもたらす可能性、被災時の避難所における感染症対策の必要性、ソーシャルディスタンス保持困難な職種である介護人材の確保難に拍車がかかる懸念などが挙げられ、行政各分野にわたって今後に向けた大きな示唆になったものと思います。

最後に、政策を考える際には足元の課題だけではなく将来予測を含めることが重要であり、そのため、まずは自分の担当領域から統計データや資料をもとに兆候を探り、その兆候が一過性なのか継続的なのか、庁内外で情報交換や意見交換できる仲間をもつことの大切さを強調され、講演は締めくくられました。

その後のフリーディスカッションでは、大杉所長がコーディネーターとなって主任研究員も加わり、参加者の皆さんから事前にいただいた質問への回答やコメントをお返ししながら、会場参加型で実施しました。会場の制約がある中、当日意見を述べてくださった方、アンケートに回答をくださった方、ありがとうございました。

(主任研究員 宮本千穂)

* アンケートには78%もの回答をいただきました。結果の一部を3ページにご紹介します。

11月6日(金) 15:00~16:30
於: 世田谷区民会館ホール

今後も、当研究所では、事象を追っていくために、データ活用を重要な柱のひとつとして位置づけ、庁内オープン・ゼミを実施していきます。



当日参加できなかった方のためにアーカイブをご用意しました。
クリックして詳細をご覧ください→

せたがや自治政策研究所の
庁内公開サイト「8.特別ゼミ」より
庁内オープン・ゼミの
動画や資料をご覧ください



大塚 敬氏の講演動画はこちら ▶



講演の配付資料はこちら ▶



所長挨拶はこちら ▶



ディスカッションの議事録はこちら ▶



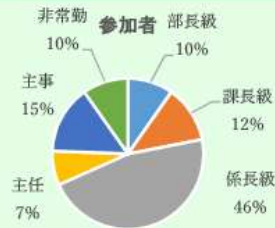
実施概要、アンケート結果の詳細はこちら ▶

第1回庁内オープン・ゼミのアンケート結果から

○参加者数：47名

- ・庁内41名(事前申込者数 39名、当日参加 2名)
部長級4名、課長級5名、係長級19名、主任3名、主事6名、非常勤職員4名
- ・研究所所員6名

○アンケート回収数：32名分／41名



▶一番印象に残った内容

- ・東京転出の多くが特別区であり、世田谷区のプラスマイナスが思ったより少なかったこと、外国人により人口減少の動向が左右されていたこと
- ・政策を検討する上で、目の前の課題＋将来の変化を加味するという視点の重要性
- ・データの読み取りから同じような減少の動きにもそれぞれ意味合いが変わること、短期的な転入の停滞と元々の住民の流出の部分
- ・住民にとってのコロナ禍での住む街に求める要素が生活環境であること
- ・世田谷区は郊外と都心の両面を合わせもっているという点
- ・コロナで生活様式が変わりつつあること、公共サービス・行政手続きのリモート化、電子化
- ・「兆候をみつける」という視点を持つ、「議論ができる仲間を身近につくること」

▶実務での活用等について

◇できそうな具体的な取組み

- ・都心での仕事でこれまで平日の日に地域に居なかった層に対しての地域の魅力を知ってもらう広報物の作成
- ・今後の都市整備方針、地域整備方針の改定にむけて、今日の内容を共有し職員と議論していきたい
- ・長期的な視点を持って取り組みの改善や手法を変えるなど考えていきたい
- ・区の次期基本計画策定の検討を行ううえで、データから考えることを活用したい
- ・マクロな視点で様々な領域への課題を把握するとともに、ミクロな視点で自身が所属する領域について将来予測など深掘りしていければと思う
- ・自治政策研究所さんが共通課題を明示してくれることで、行政の様々な所管課が継続的対話により縦割組織の壁を少しでも緩やかにし、具体的な取組みにつなげていけるとよい



◇現在、業務上で自身が疑問に思っていること

- ・対面が減る中で、どのように情報の収集、特に現場の声を集めるべきか
- ・来年予定の土地利用現況調査で、コロナの影響は少し出ると思うが、注意する点は何か
- ・コロナの税収への影響。税収確保や施策の見直しにあたっての優先順位のつけ方
- ・社会でのオンライン化が進む中で、行政のオンライン化が遅れている
- ・SNS上でサービス展開する場合に自治体を区切る意見（世田谷区民のみなど）



▶その他

- ・今後も続けていただきたい。職員にとって客観的データによる分析から導き出される施策立案の視点が重要だと思う
- ・庁内SNSでの各テーマに関する議論の場があると良いと思う
- ・今回のテーマや地域行政に関するテーマで継続して開催してほしい。区と自治政策研究所が情報を共有し、定期的な意見交換できると良いと思う

アンケートに熱心に記載していただき、ありがとうございました！



資料でよくわかる 地域行政制度のひみつ2 研究員 古賀奈穂

平成3年(1991年)に地域行政制度が発足し、世田谷・北沢・玉川・砧・烏山の5地域に地域の行政拠点である総合支所を設置しました。全区的な課題は本庁(全区)、地域の課題は総合支所(地域)、区民に最も身近な地区の課題は出張所(地区)とし、三層構造の体制を構築しました。制度発足後も地区の強化や行政運営の充実等を図るため、執行体制の見直しが行われています。

今回は地域行政制度発足から「街づくり部」設置までを年表で振り返り、資料整理の中で見つかった資料をご紹介します。まずクイズを3問どうぞ。

地域行政クイズ



Q1

地域行政制度スタートを目前にして区はイメージコミュニケーションを重視し、地域行政への期待を込めて、あるシンボルマークを使ったデザインの封筒を導入しました。このシンボルマークは次のうちどれでしょうか。

- a. 葉っぱ  b. ロケット  c. 星  d. たまご 

Q2

シンボルマークと併せて、5地域の個性に即した5つの「地域カラー」を決めました。次のaからeの地域にあてはまる地域カラーを1～5のなかから選んでください。

- | | |
|----------|---------------|
| a. 世田谷地域 | 1. 美しい田園のグリーン |
| b. 北沢地域 | 2. 広がる空と水のブルー |
| c. 玉川地域 | 3. 若さと活気のイエロー |
| d. 砧地域 | 4. 夕焼けのオレンジ |
| e. 烏山地域 | 5. 集いと参加のレッド |

Q3

地域行政のスタートとともに総合支所等の権限強化のため様々な組織改正を行いました。平成11年(1999年)までの主な組織の変遷について下記の選択肢から誤っている記述をひとつ選んでください。

- a. 「身近なまちづくり推進協議会」が発足し、出張所に「まちづくり主査」を配置した。
- b. 総合支所の権限強化を図るため、5地域に「選挙管理委員会」を設置した。
- c. 保健所と福祉事務所を統合再編し、5地域に「保健福祉センター」を設置した。
- d. 都市整備関連事務を移管した「街づくり部」を設置し、区民部、保健福祉センター、街づくり部の3部制の体制となった。



クイズのヒントは次ページ以降にあります。

I 地域行政PRパンフレット 平成2年(1990年)

地域行政の理念・理想から地域区分、地域事務所(現:総合支所)予定地、Q&Aまでを網羅した区民向けのガイド版です。地域行政のスタート直前、区ではさまざまなPRキャンペーンを行いました。「たまご」のシンボルマークや5地域を印象づける「地域カラー」をデザインしました。



▶ 資料の詳細を見える



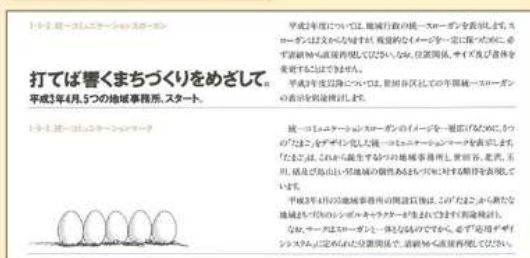
▶ 資料の詳細を見える

II 世田谷区封筒作成マニュアル 平成2年(1990年)

地域行政の実施に向けて、「封筒」を行政が発信するメディアとして見直すこととし、「気持ち伝える封筒づくり」の視点から封筒デザインのプロジェクトが進行しました。「打ちば響くまちづくりをめざして」のスローガンを決定し、地域行政スタートを機に「たまご」から「樹・鳥・家」のシンボルマークに切り替えました。



←封筒のキャラクターが作成の手順や発注の仕方などを説明しています



平成2年に作成されたもの

▶ 資料の詳細を見える



平成3年に追加されたもの

III 「第2次地域行政推進計画」 平成7年3月(1995年)

地域行政スタート後、さらなる総合支所の権限拡大や住民参加の充実を望む声が大きかったことから、庁内職員アンケート等をもとに策定されました。総合支所への「福祉保健相談窓口」の設置や出張所への「まちづくり主査」の発足などが具体策として示されました。

▶ 資料の詳細を見える



第2次地域行政推進計画 目次	
1 計画策定の主旨	・・・ 1
2 計画の役割	・・・ 1
3 計画の内容及び期間	・・・ 2
4 計画を進めるにあたっての留意事項	・・・ 3
5 計画	
(1) 平成7年度実施事業	・・・ 4
(2) 中長期課題	・・・ 5
資料 参考 関係	
1 地域行政の現状と主な組織状況	・・・ 1
2 民行関係への意見、提案等	・・・ 10
3 検討経緯	・・・ 27

年表で見る地域行政のあゆみ

II 地域行政スタートから「街づくり部」設置まで(平成3年～平成11年)(構築・拡充期)

	当時の出来事	区と地域行政のあゆみ
平成3年 (1991年)	・ソ連解体、ロシア連邦成立	2月 烏山総合支所庁舎落成 3月 上北沢・上祖師谷出張所を設置 4月 地域行政制度発足 区全体を世田谷、北沢、玉川、砧、烏山の5地域に分けてそれぞれに総合支所を開設し、区役所(本庁)―総合支所―出張所(26出張所1分室)の地域行政ネットワークにより区民に身近なサービスやまちづくりをスタートさせました。 地域行政PRパンフレット 平成2年(1990年) 
平成4年 (1992年)		9月 世田谷総合支所庁舎落成  世田谷総合支所落成 平成4年(1992年)
平成5年 (1993年)		
平成6年 (1994年)	・EU(欧州連合)発足	4月 祖師谷出張所成城分室を成城出張所とし、27出張所体制に移行 9月 「世田谷区基本構想」議決
平成7年 (1995年)	・阪神・淡路大震災 ・地下鉄サリン事件	4月 身近なまちづくり推進員制度を整理・統合し、「身近なまちづくり推進協議会」発足 区と協働した自主的なまちづくり活動の推進を図るため、各地区単位に設置されています。区長から委嘱された委員の皆さんが中心となって、まちづくりに関する身近な問題を解決するため、幅広い実践活動を行っています。
平成8年 (1996年)		
平成9年 (1997年)	・消費税率引き上げ(5%)	4月 4つの保健所と5つの福祉事務所を統合し、5地域の「保健福祉センター」と「世田谷保健所」に再編
平成10年 (1998年)	・冬季オリンピック・パラリンピック長野大会開催 ・NPO法施行	
平成11年 (1999年)	・EUに単一通貨ユーロ導入	4月 総合支所に「街づくり部」を設置(区民部、保健福祉センターとともに3部制)

地域行政クイズのこたえ

A1

d. たまご

A2

a. 世田谷地域⇒5集いと参加のレッド
 世田谷八幡の鳥居/いにしへの三軒茶屋や共同落語会/世田谷公園のアンツーカーコート/集いと情熱の色
 b. 北沢地域⇒3若さと活気のイエロー
 松原のミニちよう並木/世田谷城址公園のいちよう/招き猫の鈴/劇場の地あかり/北沢タウンホール/若々しい華やぎの色

c. 玉川地域⇒2広がる空と水のブルー
 多摩川の流れ/等々力溪谷の湧水・溪流/馬事公園・駒沢公園の青空/駒沢緑泉公園の噴水/水と青空の色
 d. 砧地域⇒1美しい田園のグリーン
 砧公園の芝生/世田谷美術館の屋根/玉川・野川沿いの草原と農地/卸売り市場の青果/成城の並木道/草と農の色
 e. 烏山地域⇒4夕焼けのオレンジ
 烏山寺町の夕焼け/甲州街道・環8通りのけやき並木や芦花公園・武蔵野の落ち葉/寺町・井天池の欄干

/ぬくもりとふれあいの色
 (出典:せたがや 地域行政のあゆみ 世田谷まちづくりの記録4)

A3 正解 b

選挙管理委員会は地方自治法で都道府県、市町村、政令指定都市の各行政区、東京都特別区に設置が義務付けられている行政委員会です。東京都特別区は各区に選挙管理委員会が置かれています。
 (出典:今後の地域行政の推進について 平成26年3月)

社会調査マスターへの道 第11回 中間選択肢は必要か 特別研究員 金澤良太



社会調査では人々の意識・意見に関する質問をすることが多々あります。国の統計調査は非常に重要なデータを収集していますが、事実の報告を求めるものであり(統計法第2条第5項)、意識や意見に関する質問をすることはありません。自治体が独自に社会調査をする意義のひとつは、国の統計では知ることができない人々の意識・意見を調べることにあります。しかし、人々の意識・意見を調べることは特有の難しさがあります。第一に、意識・意見は移ろいやすく、質問文のワーディングに回答が大きく左右されてしまいます。第二に、人々の意識・意見は多様であって、選択式の回答にはそぐわないことがあります。1つ目の点はこれまでの連載で説明してきましたので、今回は2つ目の点について考えたいと思います。

中間選択肢は本当に中間か？

人々の意識・意見は様々であるからといって、自由回答にしようとして集計・分析が困難になります。そのため、選択肢で回答できるように質問をつくるわけですが、よく用いられるのは「あなたは××に賛成ですか、それとも反対ですか」というように両極のどちらかにあてはまるかを問うタイプの質問文です。その際に、「賛成／反対」とか「そう思う／思わない」といった両極のどちらか一方に分かれるだけでなく、中立的な立場の回答者もいるだろうということで、しばしば中間選択肢(どちらともいえないetc.)が設けられます。しかし、この中間選択肢は実はやっかいな代物です。というのも、中間選択肢を選んだ回答者が中立の意識・意見を持っているとは限らないからです。

中間選択肢に関する実験的質問

中間選択肢が中立であることを意味しているのかどうかを検討すべく、とある大学で私が担当している社会調査法の履修学生に対して次のような実験的質問をしました。まず、2019年2月におこなわれた沖縄県民投票を紹介しました。県民投票の選択肢が、当初の案では賛成／反対の二択であったのが、中間的な選択肢である「どちらでもない」を加えた三択で決着したことを説明した上で、学生に対し、県民投票と同じ文言の質問をして回答を得ました。その結果が図1です。27.9%が「どちらでもない」を選びました。さらに、「どちらでもない」を選んだ学生に、その理由を問いました。そうすると、「基地問題についてよく知らないから」という理由で中間選択肢を選んだ学生が半数以上を占める結果となりました。

中間選択肢の特性を踏まえて選択肢をつくらう

以上のように、中間的な選択肢は中立の立場だから選ばれているとは限らず、よく知らない・分からない・関心が無い等の理由で、明確な回答を回避するために選択されてしまうこともあるのです。中間選択肢を選んだ回答者が多数派であっても、それをもって中立の立場の人が多いと断

定するのは難しいと言えます。増田・坂上(2014:480)が言うように「中間選択肢が本当に中立の意見や態度を示しているのか、そうでないのかの区別は難しく、その影響はわかりにくい」ため、中間選択肢のある設問は結果の解釈やデータ分析に困難が生じがちになります。

中間選択肢を設けるかどうかは質問の意図や目的によって異なりますが、調査後の集計・分析を考慮せずに中間選択肢を設けるのは避けるべきです。両極の意見(賛成／反対etc.)のどちらが多い傾向にあるのかを知りたい場合は、中間選択肢を設けなくてもよいとされています。選択肢のつくり方は、測定の正確さと分析のしやすさの両面から考える必要があるのです。

図1.「普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための埋め立てについて、あなたは賛成ですか。それとも反対ですか。」への学生の回答

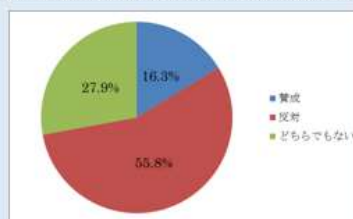
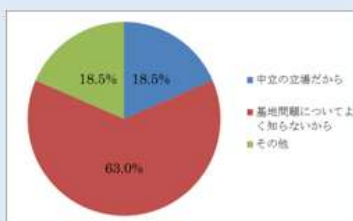


図2.「どちらでもないと回答したのはなぜですか。選択肢から1つ選んでください。」への学生の回答



※回答数の少なかった選択肢はその他にまとめた

<参考文献> 増田真也・坂上貴之, 2014, 「調査の回答における中間選択——原因、影響とその対策」『心理学評論』57(4): 472-494. (J-Stageで閲覧できます)

読者アンケート実施中！ 今だけかわいいPC用壁紙&交換便ラベルデータをプレゼント

▶ アンケートに回答する

せたがや自治政策研究所 Newsletter

SETAKEN NEWS



大杉所長の 緑招き 第9回 口コミとSNS



先日、某省地域人材育成に関する研究会の一環で、福岡県男女共同参画センターあすばるを訪問しました。

視察の目当ては、同センターが主催する「女性による元気な地域づくり応援講座事業」(以下、元気塾)。男女共同参画事業といえば、定番の普及・啓発事業のほか、最近では、家事・育児に「男性も」参加するなどの体験講座ものなどが主流ですが、女性活躍の場をしっかりと確保する事業もまだまだ必要です。元気塾は、「女性の視点・意見を活かした地域活動を促進し、女性の活躍につなげるため平成28年度から」実施されてきた事業です。

特筆すべきは、講座運営の事業スキームです。センターがお膳立てすると、民間に丸投げとかではなく、「これをしたい!」との思いを抱く地域の女性団体と当該市町村、そしてセンターとで実行委員会を立ち上げ、4~6回の連続講座を企画・運営するのです。市町村のなかには尻込みするところもあるそうですが、その時にはセンター職員が市町村に押しかけ説得するぐらいの意気込みで調整するそうです。実際に実行委員会に関わることで自治体職員の成長も期待できるというのはそのとおりでしょう。地域住民を介した、広域自治体と基礎的自治体の好ましい連携のあり方でもあります。

受講生は女性20名程度とし、男性や学生も受講可としています。実践力を高めるために、「実践・お試しチャレンジ」や「振り返り(研究発表・報告会)」を必ず組み込み、単なる座学に終わらせないのも高評価ポイントです。

このような仕組みにすると、応募する地域の女性団体の意気込みも俄然違ってきます。一例として、篠栗町消防団女性消防隊と篠栗町による「篠栗町サバイバル系女子育成講座」を紹介しましょう。女性消防団員というと、消防団のなかではマイノリティで、階級も低く軽視されがち。当日意見交換した、乳児を育児中の女性消防隊長、崎山佐穂さんは、悔しい思いをしてきたのでなんとかしたいと思っていたそうです。この講座で、女性目線が見失われがちな避難所運営の向上や企業と連携した防災食品のプロデュースなどを提言し、かつ、実践できたことで、女性消防隊が一目も二目も置かれる存在になったとのこと。真剣かつ切実な思い

と実行力とには、私も深く感銘を受けました。

ところで元気塾の講座の参加者は、20代から40代の若い女性です。どうやって比較的若年層の受講生を集めたのですかと問いには、口コミとSNSですと。畳みかけて、口コミとSNSの使い分けは?と尋ねると、口コミで来てくれた人が大部分で、元気塾はもちろん、防災関連の講座に初めて参加する身近な人たちだといえます。これに対してSNSを見て参加してくれたのは、いくつも関連する講座に参加経験のある、遠隔地から来た(篠栗町外の)人だとのこと。後者は普段からアンテナを張り巡らせているタイプのようなのです。

思いを抱く人たちを当事者に据え、企画から運営まで主体的にかかわらせる元気塾の事業スキームは、実効性のある「人づくり。手法のあるべき姿だといえます。何しろ相当の熱量が企画・運営に注がれますから、講座のコンテンツは当然魅力的に輝きます。媒体が口コミにしろ、SNSにしろ、勝負は中身なのであります。

メディアは意識的に使い分ければ、思いがけない多様なつながりを生み出せます。逆に、女性・若者向けだからSNSという単純な発想では空振りすること必定で、本質を見誤った発想だとしかいいようがないのです。

テーマや地域を超えて自在に豊かにネットワークが形成される秘訣を目の当たりにできたのは大いなる収穫でした。

※元気塾の魅力的な講座については、福岡県男女共同参画センターあすばるのウェブサイト、<https://www.asubaru.or.jp/genre/9914/1.html>参照。



◀ 元気塾報告書

庁内公開サイトへの転載をご快諾いただきましたので共有します。

▶ 詳細を見える

ほかにもいろいろな事業があるので、ぜひHPをご覧ください。

資料でよくわかる 地域行政制度のひみつ 3 研究員 古賀奈穂

地域行政制度がスタートしてから9年が経ち、平成12年には地方分権一括法の施行により特別区が基礎的な自治体となるなど、区を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しました。新たな地域行政推進に向け、地域コミュニティの希薄化やIT社会の到来、厳しい財政状況等を踏まえ「コスト」、「効率性」、「協働」の面から執行体制を見直しました。

今回は平成12年から平成22年までの分掌事務の見直し期を年表で振り返りながら、資料をご紹介します。まずクイズを2問をどうぞ。

地域行政クイズ



Q1

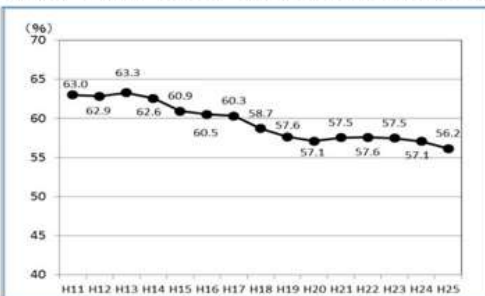
平成17年にスタートした出張所改革について、以下の選択肢から正しいものを1つ選んでください。

- ① 出張所の窓口業務を7出張所に集約、それ以外の20出張所を「まちづくり出張所」（後に「まちづくりセンター」に名称変更）とした。
- ② 7出張所で一斉に土曜日の窓口を開設した。
- ③ 本庁だけに38台の証明書自動交付機（住民票の写し、印鑑登録証明書、納・課税証明書を発行）を設置した。
- ④ 高齢者介護等の福祉相談を毎月1回、水曜日の午後に実施した。

Q2

新たな地域行政推進のために、区民との参加と協働による区政運営を推進する必要があるとして、まちづくり出張所で「地域コミュニティ活性化支援事業」（平成17年度）、「地域の絆再生支援事業」（平成20年度）を行いました。

さて下のグラフは区のコミュニティ施策に関連した割合の推移を表したものです。以下の選択肢から正しいものを1つ選んでください。（出典：第1回地域行政検討委員会資料）



- ① 女性の労働力率
- ② 単身世帯の割合
- ③ 高齢単身世帯の割合
- ④ 町会・自治会加入率



クイズのヒントは次ページ以降にあります。

I 新たな地域行政推進の方針(平成14年3月)

新しい時代に見合った新たな地域行政の進め方を示したものです。地域行政が目指す3つの目的を実現するため、課題解決の手法を見直しました。



8. 実現の方針と当面の取り組み

新たな地域行政推進の方針に基づき、当面次のような取り組みを進めます。

8-1. 電子地域行政の推進組織の整備と地域行政でe-ジェンダーサークルの確立
区では、情報化政策を策定し、e-ジェンダーと電子自治体の実現に取り組む事業を進めています。電子自治体の実現は総合支所内部の協力を組み合わせて実施するものではありません。例えば、執行体制の見直しや協議の体制など3区協働として取り組まねばならない課題です。そこで、本庁の電子自治体推進機能をより強化し、計画的に電子化を進めるとともに、あわせて、本庁、総合支所を通じて地域行政主体の運用管理体制も強化する観点から執行体制を強化します。そうして、区民サービスに貢献する手続きや窓口等の電子化に最優先に取り組めます。

8-2. 地区まちづくりの推進

各総合支所で地区まちづくりを総合的に推進する体制を整備し、出張所を中心として地区まちづくりの一層の充実に取り組めます。そうして、区の職員が直接地区まちづくりに取り組む機会を充実します。

8-3. 世帯総合支所の役割整理

世帯総合支所が幹事役となって、各支所の取組上のとりまとめや支援を行います。ただし、将来的に本庁並みの建て替えにあわせて世帯総合支所の位置付けを再検討します。

8-4. 領域別主要課題(例示)

今後、各領域で取り組むべき主要課題を以下に例示します。実施計画事業とするなどそれぞれの課題に見合った手法で具体的な取り組みを進めます。

企画総務領域：電子自治体の実現、組織整備、行政推進政策(企画推進)
民生生活領域：高齢者の充実、コミュニティ形成、防災対策強化
保健福祉領域：基礎構造改革対応、地域活動振興、子ども施策強化(児童福祉推進)
都市環境領域：都市防災対策、安全安心街づくり
教育・文化・社会教育の振興、地域と学校の連携強化

▶ 資料の詳細を見える

II 新たな地域行政の推進について(最終報告)(平成17年11月)

これまでの地域行政制度について評価・検証を行い、本庁一総合支所一出張所の基本的な役割と執行体制を見直しました。



▶ 資料の詳細を見える

III 出張所改革 評価・検証(平成20年3月)

平成17(2005)年にスタートした出張所改革について、区民アンケートや区政モニターアンケートなど各種調査をもとに、地区まちづくり、証明書自動交付機、土曜窓口、コンビニ収納などのサービスを評価・検証しました。



▶ 資料の詳細を見える



6 証明書自動交付機の概要

住民票などの証明書の交付は 証明書自動交付機をご利用ください

ご利用には、利用者本人の申請による、印鑑登録証などのカードの照会情報登録が必要です。

照会番号を登録するカードは、印鑑登録証が基本になります。印鑑登録をしていない方は、申請日より、自動交付機カードの交付(無料)を受けて、照会番号を登録します。また、住民基本台帳カードをお持ちの方は、照会によりこのカードを証明用自動交付機で利用できるカードとして照会番号を登録できます。

- ご本人または、ご本人と同一世帯の方の住民票の写し(除住民票などは除く)
- ご本人の印鑑登録証明書
- ご本人の特別区民税・都民税納税証明書(現年度・前年度分)
- ご本人の特別区民税・都民税納税証明書(現年度分)

申請書は不要です 手数料は250円 (窓口は300円)

自動交付機を設置している出張所等

印鑑登録証をお持ちの方
印鑑登録証・住民基本台帳カードをお持ちでない方
住民基本台帳カードをお持ちの方
住民基本台帳カードをお持ちでない方

年表で見る地域行政のあゆみ

Ⅲ 分掌事務見直し期(平成12年～平成20年)

	当時の出来事	区と地域行政のあゆみ
平成12年 (2000年)	・介護保険制度スタート ・地方分権一括法施行	4月 都区制度改革により特別区は基礎的な自治体へ 4月 清掃事業が都から区へ移管 4月 文化生活情報センター総合案内窓口で休日・夜間の住民票発行業務開始
平成13年 (2001年)	・9.11 同時多発テロ	6月 烏山区民センター案内窓口で休日の住民票発行業務開始
平成14年 (2002年)		5月 「地区まちづくり支援職員」制度発足 7月 「地区まちづくり担当職員」制度発足
平成15年 (2003年)	・住基ネット本格稼働開始	3月 文化生活情報センター総合案内窓口(休日・夜間)、烏山区民センター案内窓口(休日)で印鑑登録証明書発行業務開始 4月 区長選挙において熊本哲之氏初当選(～2期8年) 4月 「すぐやる課」および各総合支所に「すぐやる課分室」を設置
平成16年 (2004年)	・新潟県中越地震	4月 総合支所の「建築指導課」を廃止し、建築確認等の事務を本庁に集約
平成17年 (2005年)	・愛知万国博覧会 ・日本の人口が初めて減少	4月 出張所改革 出張所の窓口事務を区民利用の多い7出張所に集約しました。それ以外の20出張所は「まちづくり出張所」とし、地区まちづくり支援を強化することとしました。
平成18年 (2006年)		4月 総合支所の区民部長、保健福祉センター所長および街づくり部長を廃止し、新たに「副支所長」を設置 4月 総合支所の「区民課」と「地域振興課」を統合し、「地域振興課」を設置 4月 総合支所の「土木課」を廃止し、総合支所「街づくり課」に土木担当を置くとともに事務を本庁に集約して「土木事業担当部」を設置
平成19年 (2007年)	・新潟県中越沖地震 ・郵政民営化	
平成20年 (2008年)	・リーマンショック	3月 5か所の出張所で土曜日窓口を通年で開設 3月 「出張所改革の評価・検証」報告

グラフで見る世田谷区



出典:国勢調査

近年の未婚化・晩婚化により女性の働き方が変化し、区の女性の労働力率は増加しています。単身世帯割合は年々増加傾向にあり、特に高齢単身世帯割合の増加が大きくなっています。町会・自治会加入率の低下、女性の労働力率や単身世帯の増加等から、地域コミュニティの担い手が少なくなっていることがわかります。



地域行政クイズのこたえ



A1 正解:①

②平成17年5月から太子堂出張所で土曜日窓口が試行され、平成20年3月から計5か所の出張所(太子堂・北沢・等々力・成城・烏山)で開設しました ③平成16年11月から、本庁および各出張所や区民センター等の32か所に38台の交付機を順次設置しました ④平成17年7月から出張所(3か所)とまちづくり出張所(19か所)の22か所で毎週水曜日の午後を実施しました

A2 正解:④

町会・自治会加入率は平成3年の65.7%から平成25年には56.2%と長期的な低下傾向にあります。

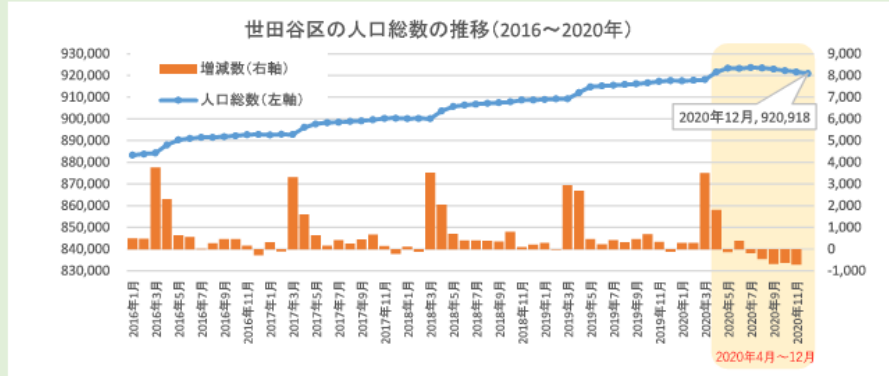
今月のトピックス — 世田谷区の人口5か月連続で減少 —

新聞記事などで「都の人口減少」のニュースをご覧になった方も多いと思います。世田谷区の人口動向はどうなのか、見ていきたいと思います。

月単位で見た場合、例年3月と4月にかけて大幅に増加し、その後は概ね微増で推移する傾向でした。次のグラフのとおり新型コロナウイルス感染拡大が生じた本年の3、4月以降、区の人口動向は例年と異なる動きをしています。

5月は人口減となり、6月のみ増加に回復しているものの、その後、5か月間続けて減少となっています。

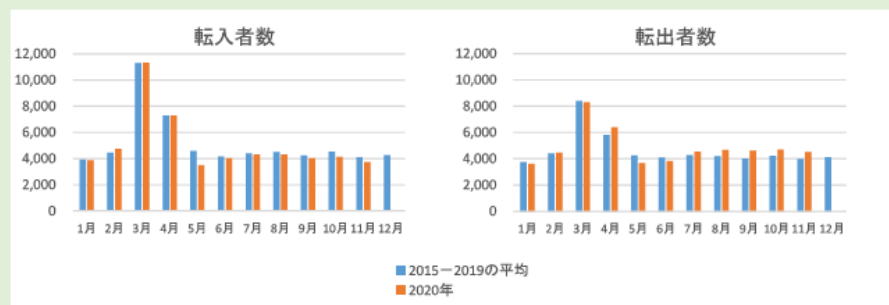
※以下は、すべて住民基本台帳に基づく数値。



世田谷区の人口動向は、社会増減(すなわち転入者数と転出者数の差)に大きく影響されます。

下のグラフは、各月の転入・転出者数を過去5年平均と比較したものです。

4月以降は例年より、転入者数は若干少なく、転出者数は若干多いと言えます。

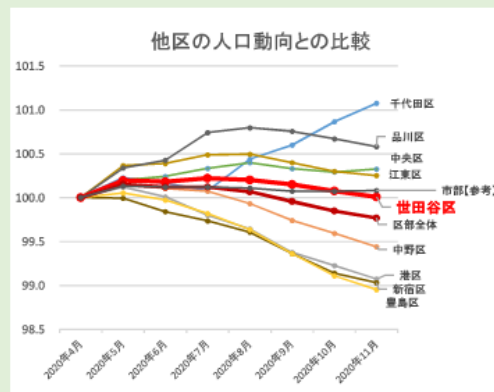


最後に、23区内の“違い”も見ておきたいと思えます。区部全体は減少であるものの、各区では動向が異なります。

右のグラフは、各区の2020年4月1日の人口数を100として比較したものです。(世田谷区以外は、上位・下位の各4区のみ抜粋)

世田谷区は、23区平均に近いところで推移しています。

なお、今回紹介できませんでしたが、総人口でなく仮に日本人人口のみを比較した場合、結果はかなり異なるので、この点は留意が必要です。(主任研究員:志村順一)



社会調査マスターへの道 第12回 センシティブな質問 特別研究員 金澤良太



調査をするとき、テーマによってはちょっと気が引けるような質問をしなければならないことがあります(男女共同参画に関する調査でDV被害経験を聞くetc.)。また、自分が調査対象になったとき、正直には答えたくないような質問への回答を求められることがあります(収入や資産etc.)。このような、様々な理由で回答が躊躇されるような質問、すなわち「センシティブな質問」は、無回答が多くなったり測定誤差が大きくなったりしやすく、注意が必要だとされています。ここでいう「センシティブ」には3つの意味があります(Tourangeau, Rips and Rasinski 2010)。

① 侵入的な質問

回答者が侵入的であると感じる質問はセンシティブな質問となります。侵入的な質問とは、日常会話において不適切とみなされる内容や、調査の質問として許される範囲を超えているとみなされる内容に関するものです。たとえば、性行動についての質問は、ほぼすべての回答者にとって侵入的な質問と言えます。

② 露見のおそれを感じさせる質問

露見のおそれ、すなわち回答内容を誰かに知られてしまうことでもたらされる不利益への不安を回答者が感じると、その質問はセンシティブになります。回答する状況や調査主体によって、ある質問がセンシティブになるかどうかは左右されます。

たとえば、中学生を対象にいじめの実態調査をするとして、教室で一斉に調査票に記入させると、中には露見のおそれ(周りの生徒が自分の回答をみるかもしれない等)を感じる生徒もいるでしょう。自宅で回答させれば、このような不安を解消することができます。

また、調査主体によっても回答者が露見のおそれを感じるかどうかは変わります。いじめの実態調査の調査主体が学校なのか、第三者機関なのかによって、露見のおそれを生徒が感じるかどうかが変わることは容易に想像できます(学校には知られたくないが、第三者機関には知られてもかまわないというように)。

③ 社会的望ましさに関する質問

ある質問が社会的に許容される回答、もしくは望ましい回答を引き出す度合いが大きいと、その質問はセンシティブになります。逆に言うと、回答者が正直に答えると社会的に許容されない回答や望ましくない回答に

なってしまうとき、センシティブになるのです。

この代表例が投票行動に関する質問です。ある選挙について投票したかどうかを質問した無作為抽出の調査票調査から推測した投票率は、ほとんどの場合、実際の投票率よりも高くなります(谷岡 2000)。回収サンプルの偏り(きちんと投票に行くような人が調査に協力してくれる)の影響もあると思われますが、それを考慮しても説明がつかないほど実際の投票率とのかい離は大きくなるのです。「有権者は投票すべき」という社会規範にあわせることを優先し、偽りの回答をしている人が一定数いると考えられます。

ところで、投票に行った人にとって、投票行動に関する質問はセンシティブにはなりません。回答者の潜在的な回答によって、その質問がセンシティブであるかどうかが決まるのです。

センシティブな質問を避ける必要はない

データ収集上の困難があるとはいえ、センシティブな質問をしてはいけないというわけではありません。調査研究にとって重要な質問にはセンシティブなものも多く含まれます。たとえば、回答者の社会経済的地位を知るためには、収入は非常に重要なデータです。また、調査テーマによっては、質問の多くがセンシティブにならざるをえない場合もあります(図1)。センシティブな質問の特性について正しく理解したうえで、回答者が正直に回答してくれるようにワーディングや調査手法を工夫するとともに、調査それ自体や調査主体の信頼性を高める努力をし、回答者から問い合わせがあったときには調査の意義と質問の意図を十分に説明して理解を得ることが大切です。なお、近年発達してきたWeb調査はセンシティブな質問に適しているといえます(Newsletter23号「Web調査の有効な学術的活用を目指して」について参照)。



図1. 「若者の性」白書
第8回青少年の性行動全国調査報告

青少年の性行動全国調査は1974年に始まり、これまで8回実施されている調査ですが、調査票を見るとちょっと驚くかもしれません。(中央図書館にあります)

<参考文献>

谷岡一郎, 2000, 『社会調査』のウソ——リサーチ・リテラシーのすすめ』文春新書。

Tourangeau, Roger, Lance J. Rips and Kenneth Rasinski, 2010, The Psychology of Survey Response, Cambridge University Press.

読者アンケート実施中! 今だけかわいいPC用壁紙&使って便利な電話メモデータをプレゼント

▶ アンケートに回答する

せたがや自治政策研究所 Newsletter

SETAKEN NEWS



2021年1月

27号

大杉所長の
コラム



招き

第10回 自治体DX推進計画



昨年末、総務省は「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(以下、DX計画)を策定し、公表しました(2020年12月25日)。昨秋誕生した菅内閣はデジタル庁設置をはじめ、DXを政権の最重要課題に位置づけてきましたので、想定どおりのクリスマス・プレゼントだったといえるでしょう。あわせて、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(以下、基本方針)および改定版「デジタル・ガバメント実行計画」も同日閣議決定されています。

「DX計画」では、冒頭、新型コロナウイルス対応で、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できなかったなどの課題が明らかになったことから、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力としてDXが求められるとしています。

「基本方針」でも示された、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」というビジョンの実現は重要でしょう。そのために、住民に身近な行政を担う自治体がDXを推進する意義が大きいことは理解できるところです。

「DX計画」では、とくに、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げていくこと、この二つが求められるとしています。特に後段の人的資源の振り替えについては、DXの成果としてきちんと享受できるよう、意識した取組みが自治体に求められます。あやふやにならないようにするためにも、例えば、デジタル・デバйдで取り残された人向けのサービスや、現に人員が不足する対人サービスなどに計画的に振り分ける人員数を目標に設定し、その成果を見える化する対応が不可欠だと考えます。

また、「自治体におけるDXの推進体制の構築」のほか、重点取組事項として、①自治体の情報システムの標準化・共通化、②マイナンバーカードの普及促進、

③自治体の行政手続のオンライン化、④自治体のAI・RPAの利用推進、⑤テレワークの推進、⑥セキュリティ対策の徹底、が「DX計画」では掲げられています。いずれもコロナ禍以前の「古い日常」時代から求められてきたことばかりです。待たなしということです。これらについて国は、取組のための標準的な手順を順次、今年夏を目途に提示するとしています。

自治体の業務に最も大きな影響を与えるのが確実なのが、「(仮称)Gov-Cloud」の導入でしょう。「DX計画」によれば、目標時期を2025年度として、同サービスの活用に向けた検討を踏まえて、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行に対応するための準備を自治体ははじめなければいけません。計画的な導入に向けた検討のみならず、様式・帳票などに関する条例・規則等の見直し、さらには業務プロセスの見直しも不可欠でしょう。

また、「2000個問題」といわれてきた個人情報保護法制(3法律+自治体条例)の共通ルール化も具体的な日程に組み込まれてきました(まもなく召集される通常国会に関連法案提出予定)。こちらも対応が必須です。

メディアでは押印廃止をめぐるドタバタが報道されています。先ほどきた、某省からの委員就任依頼では、承諾書に押印省略なのでメール返信でどうぞ、とあり、ちょっとしたところで影響を実感しました。せたがや自治政策研究所に出勤するたびに出勤簿に捺印する「特権」を奪われる日も、いよいよ近いのかもしれない。

コラムで取り上げている「基本方針」、「DX計画」については[こちらで全文を読むことができます](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000106.html)(庁内公開サイトのDX推進プロジェクトサイト内、「共有ファイル(全職員)」)。

総務省の報道資料にも同じものが掲載されています。検討会の開催の経過などはこちらをご覧ください。(インターネット環境からご覧ください)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000106.html

SETAKEN NEWS

最終回

資料でよくわかる 地域行政制度のひみつ 4

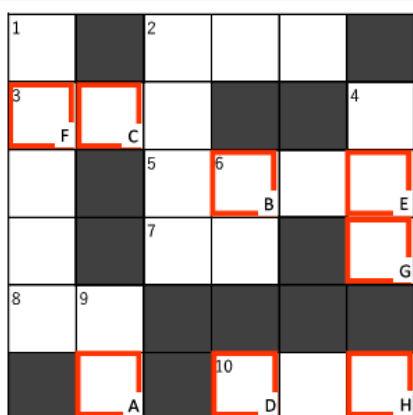
研究員 古賀奈穂

平成23(2011)年の東日本大震災後、地域行政制度は地区防災対策や地域包括ケアの地区展開など、地区レベルでのまちづくりに重点が置かれるようになりました。特にまちづくりセンターの機能充実と地域コミュニティの強化などに取り組みました。

今回は平成23(2011)年から令和2(2020)年までを年表で振り返り、資料整理の中で見つかった資料をご紹介します。

まずはクロスワードパズルどうぞ。ヒントを読んで、タテとヨコの欄に答えを当てはめてください。最後に赤いマスA～Hを並び替えて一つの単語にしてください。

地 域 行 政 ク ロ ス ワ ー ド

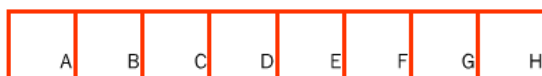


- ① 平成28年7月、7か所の出張所の〇〇〇〇機能を分離し、全27地区に〇〇〇〇センターを整備した。
- ② 妊娠前から就学前までの家庭を切れ目なく支えるためのネットワーク体制を「世田谷版〇〇〇〇」という。〇〇〇〇はフィンランド語で「相談、アドバイスの場所」を意味する。
- ④ 平成28年7月、まちづくりセンターあしんすこやかセンター・社会福祉協議会の三者連携のもと、〇〇〇〇包括ケアの地区展開を全地区で実施した。
- ⑥ 今年の干支は〇〇
- ⑨ 平成29年に世田谷区は「〇〇い85周年」を迎えた。

〈タテのカギ〉

〈ヨコのカギ〉

- ② マイナンバー制度導入に伴い、平成29年7月より情報提供〇〇〇ワークの自治体間連携を運用開始した。
- ③ 世田谷区役所の所在地は世田谷区世田谷4〇〇〇目21番地27です。
- ⑤ 地区〇〇〇〇力の強化を図るため、平成26年に各地区で町会・自治会を中心とした関係団体による〇〇〇〇塾を開催した。
- ⑦ ドレミファソ〇〇ド♪
- ⑧ かつて人類の祖先は海から〇〇に進出したといわれている。
- ⑩ 現在「(仮称)世田谷区地域行政推進条例」制定に向けて検討が行われているが、条例が制定されるためには区〇〇〇の議決が必要。



文字を並べかえて、本連載にふさわしい言葉を作ってください。(解答は次号おしらせします)

Newsletter復活 1周年記念 プレゼントキャンペーン

アンケートに回答し、クロスワードパズルに正解した方の中から抽選で10名様にせたけんグッズをプレゼントします(発表は発送を持ってかえさせていただきます)。→応募期限:令和3年2月15日
アンケートフォームへはNewsletterの最後のページの一番下のボタンから移動できます。



ヒントの一部は次ページ以降にあります。

↓ 緑のボタンをクリックすると資料が開きます。図表をクリックすると該当ページにジャンプします。

I 「今後の地域行政の推進について」平成26年3月

世田谷区基本構想(平成25年9月27日議決)及び平成26年度を初年度とする基本計画における地域の「将来像」を踏まえて平成26年度以降に取り組むべき項目をとりまとめたものです。

▶ 資料の詳細を見る



II 「社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入 総合窓口(申請窓口の総合化)の創設 新たな地域行政の展開(報告)」平成27年3月

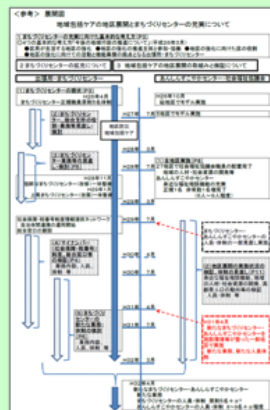
平成27年10月のマイナンバー制度導入を契機として、制度導入による総合窓口創設や申請窓口による区民サービスのあり方など、地域行政に係る見直しについてとりまとめたものです。

▶ 資料の詳細を見る



III 「地域包括ケアの地区展開とまちづくりセンターの充実について」平成28年3月

平成27年3月の「新たな地域行政の展開」で喫緊の課題として取り上げられた「地域包括ケアの地区展開とまちづくりセンターの充実」について、まちづくりセンターの新たな業務や体制の見直しに向けての検討状況や基本的な展開について取りまとめたものです。



▶ 資料の詳細を見る

IV 「地区・地域の強化に向けた取り組みについて―地域行政の推進(平成29～32年度)」平成29年3月

これまでの各報告書で示された取り組みや実績を踏まえ、地区や地域の強化に向けた課題と方向性について検討状況を示しました。



▶ 資料の詳細を見る

年表で見る地域行政のあゆみ

Ⅳ 地区の役割を踏まえた再構築期(平成21年～令和2年)

	当時の出来事	区と地域行政のあゆみ
平成21年 (2009年)		10月 「まちづくり出張所」の名称を「まちづくりセンター」へ変更 地区まちづくりの支援の強化をさらに進める観点から、より区民に分かりやすく、親しみやすい名称とするため、名称変更を行いました。
平成22年 (2010年)	・平成の大合併終結、市町村数半減	
平成23年 (2011年)	・東日本大震災	4月 区長選挙において保坂展人氏初当選(～現職)
平成24年 (2012年)	・東京スカイツリーが開業	8月 政策経営部に「地域行政担当部」を設置
平成25年 (2013年)	・2020年オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定	4月 出張所・まちづくりセンターを「地区防災支援担当」と新たに位置付け、「まちづくり担当係長」を「まちづくり・防災担当係長」と改称。「地区情報連絡会」を各地区で開始 9月 「世田谷区基本構想」議決
平成26年 (2014年)	・消費税率引き上げ(8%)	・防災塾を各地区で開始 10月 地域包括ケアの地区展開モデル事業を砧地区で開始
平成27年 (2015年)	・大阪都構想の住民投票反対多数により否決	7月 地域包括ケアの地区展開モデル事業を池尻、松沢、用賀、砧、上北沢の5地区で実施
平成28年 (2016年)	・熊本地震 ・マイナンバー制度の開始	7月 全地区にまちづくりセンターを設置 7か所の出張所のまちづくり機能を分離し、まちづくりセンターを設置することで全27地区にまちづくりセンターを整備しました。 7月 地域包括ケアの地区展開の全地区実施 まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会の三者連携のもと、各地区で区民の相談に対応し、適切な支援に結びつける地域包括ケアの地区展開がスタートしました。 7月 総合支所に「区民課」を設置
平成29年 (2017年)		7月 北沢出張所、等々力出張所、成城出張所を各総合支所区民課区民係に改組 7月 「総合支所」に「くみん窓口」を開設
平成30年 (2018年)		4月 総合支所に「保健福祉センター」および「保健福祉センター副参事(子ども家庭支援センター)」を設置
平成31年 (2019年)		4月 児童相談所開設準備担当部を設置 4月 保健福祉センターに「子ども家庭支援課」を設置
令和元年 (2019年)	・元号が平成から令和へ ・消費税率引き上げ(10%)	7月 用賀地区を分割し、二子玉川地区を新設。二子玉川出張所と二子玉川まちづくりセンターを設置(27地区→28地区)  二子玉川まちづくりセンター 令和元年(2019年)
令和2年 (2020年)		4月 児童相談所開設

社会調査マスターへの道 第13回

調査票調査のプロセスを知ろう

特別研究員 金澤良太



前回までは調査票のつくり方をテーマにしてきました。われわれが調査をするときに大きな悩みの種となるのは調査票であり、調査票のつくり方を身につけることは第一に求められる社会調査スキルだと言えます。とはいえ、調査は調査票の作成に終了するわけではありません。現在では調査プロセスの大半を調査会社に委託することが多いですが、調査プロセスの全体像を理解しておけば「何を、どこまで委託するのか」について主体的に判断できるようになります。調査会社をうまく活用するためにも、調査の全体像を把握しておかねばなりません。

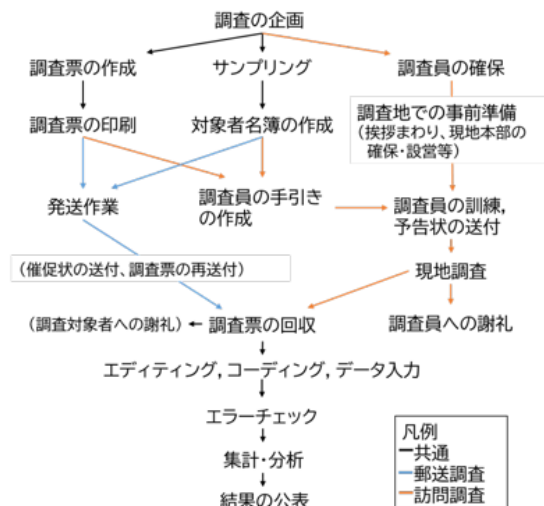


図1 一般的な調査票調査のプロセス

出典：森岡編（2007：87）、林（2004：38）を参考に筆者作成

調査票調査のプロセス全体は図1のとおりです。調査は調査企画から始まります。調査の目的や調査対象、調査方法といった調査の基本的な枠組みを決め、それにもとづいて調査票を作成し、あわせてサンプリングを進めます。調査票の作成については、この連載の中で詳しく説明してきました。サンプリングに関しては、区の調査では住民基本

台帳の電子データをサンプリング台帳として利用できるので、調査会社に委託することはほぼないと思います。ただ、調査対象によっては紙媒体の台帳しかないことがあるかもしれません。紙媒体の台帳からのサンプリングは骨の折れる作業であり、経験がものをいいます。もしサンプリングを委託するならば、十分な経験のある調査会社に委託することが重要です。

面接法や留置き法といった訪問調査は、調査員の質によって調査の成否やデータの信頼性が大きく左右されます。そもそも訪問調査は大変な労力をかけて行われるものですが、調査環境は近年厳しさを増しており、調査員の負担は非常に大きくなっています。共働き世帯の増加や住居のセキュリティの向上等により、対象者に接触すること自体が難しくなっています。また、調査員のことを怪しく思う対象者から理不尽な対応をされたり、居留守をされたりすることもしばしばです。調査がうまく進まない状況が続くと、調査員はやる気を失ったり、心が折れてしまったりします。最悪の場合には、調査員による回答のねつ造が生じてしまうことがあります。調査員を適切にケアし、不正をしないようマネジメントすることは重要な社会調査スキルだと言えます。訪問調査を委託する際は、委託先がどのように調査員を募集し、訓練し、マネジメントしているかについても事前に把握しておくべきです。

調査票を回収してから単純集計をするまでの間にも、やらなければならないことは多くあります。図1を見ると、エディティングやコーディング、エラーチェックといった見慣れない言葉が並んでいると思います。今回はこれらの作業について説明します。

文献

林英夫, 2004, 『郵送調査法』関西大学出版部。
森岡清志編, 2007, 『ガイドブック社会調査 第2版』日本評論社。

読者アンケート実施中！クロスワードパズルの回答もこちらから！

回答者全員にかわいい壁紙と便利な万年カレンダーのデータをプレゼントします。

▶ アンケートに回答する

せたがや自治政策研究所Newsletter

SETAKEN NEWS



2021年 2月

28号

大杉所長の
コラム



招き 第11回 3カ年計画と「見える化」



筆者着任以前からの一連の調査研究に区切りをつける意味でも、本年度前半をめどに中期的な計画の策定を目指していましたが、コロナ禍の影響などもあって、結局なんとか年度内の策定にこぎつけました。所員の皆さんの協力あってのこと、感謝しております。

本誌4ページにせた研が取り組むプロジェクトの一覧とその概要を紹介しています(フルペーパーは[こちらまで](#))。なお、本誌4月号には、プロジェクト・リーダーを発表する予定です。このテーマはこの人に尋ねよ！ということで、どうぞ楽しみに。

本3カ年計画(正式名称は、お役所文書らしく肩苦しい「令和3年度事業計画及び中期運営方針について」となっていますが略してこう呼びます)の特徴は、形式面では上記の通り、調査研究業務をプロジェクト単位に整理し、プロジェクト・リーダーが誰か、そしてプロジェクトの進捗状況はいかがか、見える化させた点です。これにより、所内外で情報共有を図ります。

実は、所長就任後、この1年半ほど観察していていて残念に思ったのは、せっかく所員がよい調査研究をしていながら、もう少しプレゼンのスタイルを工夫していれば、あるいはもう少しタイミングを計ってプレゼンしていれば、という機会をたびたび目にしたことです。また、せっかくのサジェスションをしているのに、先方の部署や職員が活かしかけていないことも少なくありません。これらも丸ごと見える化することで、所内はもちろん、庁内に爽やかな風を行き渡らせられればという狙いを込めています。

さて、本3カ年計画の内容面での特徴は、地域行政をコアとした自治体経営のあり方に関する研究(プロジェクトAとB)、及び、EBPM(証拠に基づく政策立案)の推進とデータ活用(プロジェクトC)とを二本柱にしている点です。前者は本誌23号(第6回)、後者は本誌24号(第7回)でもこれから力点を置く調査研究事項である旨触れました。

長年世田谷区職員とお付き合いしてきましたので、

掛け値なしに職員個々人の優秀さは評価できるのですが、苦行僧のごとく忍耐を強いられるICT環境はともかく、その仕事ぶりは待ったなしにアップデートすべきところ。二本柱はいずれも組織開発を主眼としています。詳細は今後機会を見つけて解説します。

ところで、プロジェクト単位で仕事を進めると、個々ばらばらになってしまうのではと心配される方もおられるかもしれません。

表立っては本計画に示してませんが、一連のプロジェクトを総合する視点として、コミュニティ・リソースの見える化を挙げたいと思います。コミュニティ・リソースの豊かさは、職員の優秀さと並んで世田谷区が最も誇るべきもの。これにより世田谷区政は実質支えられています。これまでの区の施策で開花してきたものはもちろん、区民が自主的に取り組んできた地域での場づくり・活動などです。この貴重なコミュニティ・リソースをめぐっては、今後確実に地殻変動といってよい変化が生じます。いや、すでにはじまっています。ところが、全体像が把握されていないようなのです。これを論じずにいっては区政や地域行政は砂上の楼閣です。だからこそしっかり考えていきたいテーマです。



▲地区内のコミュニティ・リソースを独自に見える化した例。こうした取組みも大切にしたいです。同時に体系化・制度化にむけたアイデアが求められます。

資料でよくわかる 地域行政制度のひみつ 番外編 研究員 古賀奈穂

平成3年に地域行政がスタートしてから30年余りが経とうとしています。当研究所では地域行政の関連資料を整理・電子化し、アーカイブ化する作業を行っています。Newsletterでは全4回にわたり「資料でよくわかる地域行政制度のひみつ」を連載し、当時の貴重な資料をご紹介しますながら地域行政の歴史を紐解いてきました。資料を辿ると、新たな制度の導入に対して、職員だけではなく「世田谷区から日本(世界?)を変えよう」という区役所全体の気概を感じます。しかし一方で、庁内での討議や庁外向けの説明会の膨大な記録から、時には厳しい意見に向き合いながらも丁寧に議論を積み重ねてきた苦労も感じました。

制度スタート後も地域行政のめざす「真の住民自治」を達成すべく、時代の変化に応じて新たに生じた課題に対し制度の見直しを行っています。現在「(仮)地域行政推進条例」制定に向けて検討が進められています。全5回の連載が職員の皆さまに「地域行政がめざすもの」について改めて考える機会となっていたら嬉しいです。

デジタルアーカイブとは

様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体をいう。デジタルアーカイブで扱うデジタル情報資源は、「デジタルコンテンツ」だけでなく、アナログ媒体の資料・作品を含む「コンテンツ」の内容や所在に関する情報を記述した「メタデータ」や、コンテンツの縮小版や部分表示である「サムネイル/プレビュー」も対象とする。(内閣府知的財産戦略推進事務局「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」(2017))

作業手順

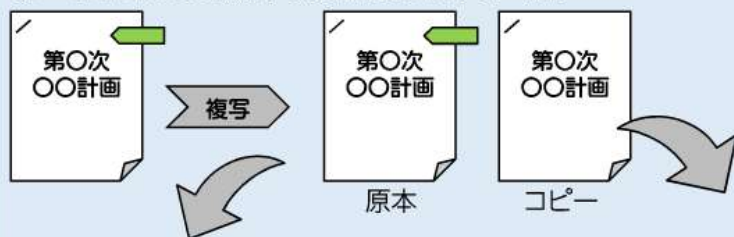
①保存箱に入っている資料の評価・選別

- ・アーカイブとして保存したい資料に付箋を貼る。
- ・付箋には、後で取り出し時に戻す場所がわかるように、箱番号と個別フォルダ名を手書きで記入。



▲作業の様子。宝の山ですね

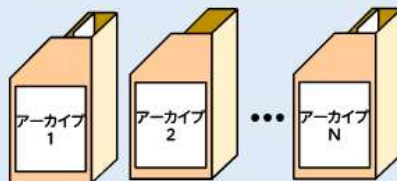
②アーカイブとして保存する資料の複写・スキャン・保管



貴重な原本はすぐに元の保存箱へ戻します



年代順にアーカイブス文書の保存棚に保管



▼スキャン作業によりデジタル化



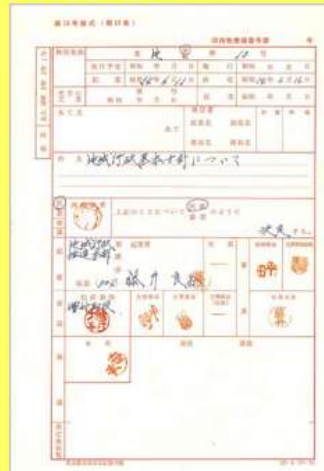
アーカイブ化された資料の原本はせた研にあります。実際に手にとってご覧になりたい方はいつでもお越しください。



今回は、これまで紙面でご紹介しきれなかった資料を公開していきたいと思います。

I 「地域行政基本方針」(昭和54年)

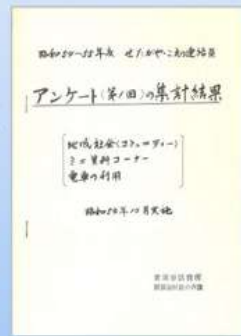
昭和54年6月に策定されたこの基本方針こそが、以後の地域行政制度の検討の指針をなすものとなっています。画像は当時の起案文書です。



▶資料の詳細を見たい

II 「昭和54～55年度 せたがや・こえの連絡員アンケート(第1回)の集計結果」(昭和54年) 区長室区民の声課

区民の地域活動の実態や傾向を把握し、区民交流促進のための「ミニ資料コーナー」への意向を調べるためアンケート調査を実施しました。こえの連絡員は、区の広聴活動の一環として昭和50年4月に発足した制度です。200名の区民を選び、連絡員を委託しました。こえの連絡員は昭和60年3月に廃止され、区政モニターとして現在に至っています。



▶資料の詳細を見たい

III 世田谷まちづくりの記録 4 せたがや―「地域行政のあゆみ」(平成5年3月)世田谷区地域調整室調整課

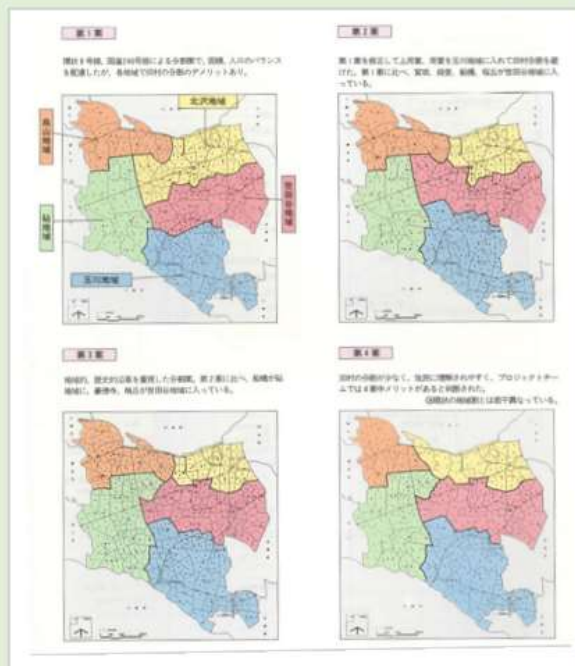
地域行政制度の検討から地域行政スタートまでのあゆみを、記録として115頁の冊子にまとめたものです。連載「資料でよくわかる地域行政制度のひみつ」の基礎資料としています。地域区分案は、区民が区政に積極的に参加できる機能や人口規模も10～20万人と推定し、地域事務所(現:総合支所)までの所要時間も30分以内を目標値として検討されました。



▶資料の詳細を見たい

当時の地域区分案▶

※最終的には
上北沢→烏山地域
梅丘と豪徳寺→北沢地域



Ⅳ「地区カルテ作成マニュアル参考事例集」(平成4年)

地区カルテとは、地区(地域社会)とカルテ(診断書)ということばを連結した造語で、「地域社会診断書」または「地区の生活環境診断書」などと呼ばれています。

平成4年度からはじまった実施計画において、地区単位で「住民参加による地区カルテの作成」が実施計画事業として位置付けられました。平成5年度から本格的に地区カルテの作成・運用をおこなうこととし、身近なまちづくり推進員やまちづくり地区担当職員、出張所職員が中心となって作成するものとなりました。

▶資料の詳細をしてみる

▶マニュアルに則り、各出張所で作成された地区カルテ(一部)



担当職員	担当内容
地区担当職員	地区アンケートの作成(作成・調査)と集計 地区カルテ作成マニュアルの作成 地区カルテ(区)の調査
出張所長	地区内の調査 全地区の地区カルテ(区)を管理し調査結果
地区担当職員	地区内の調査 地区カルテ(区)の作成・調査結果
地区担当職員	地区カルテ(区)の作成・調査結果
地区担当職員	地区カルテ(区)の作成・調査結果

▲ 全庁での活用を見込んだ
庁内の役割分担



最後に世田谷区地域行政検討プロジェクトチーム報告書「第1部地域行政のあり方」から、一文をご紹介します。

「地域行政を検討することは、地方自治のあり方を検討することに他ならない。「自治とは何か」という根本的な問いかけに対する解明なしには地域行政論は成立しない。自治の根源に立脚しない地域行政は“仏作って魂入れず”に終るであろう。」

[文献]

せたがや自治政策研究所「せたがや自治政策Vol.5」(2012)、大場啓二「手づくりまちづくり」(1990)
世田谷区地域行政検討プロジェクトチーム報告書「第1部地域行政のあり方」(1981)



1月号クロスワードパズルのこたえ

セ_Aウ_Bヨ_Cギ_Dイ_Eチ_Fキ_Gイ_H
チ_Fイ_Eキ_Gギ_Dヨ_Cウ_Bセ_Aイ_H

⇒地域行政

厳正なる抽選(エクセルのランダム関数で10回試験)の結果、
当選した10名の方に、区役所内障害者体験実習の実習生が
作成したメモ帳などの「せたけんグッズ」をお送りしました。



今月のトピックス

せた研3ヵ年計画

令和3年度事業計画及び中期運営方針決定



せたがや自治政策研究所では社会情勢の変化や多様化、複雑化する区民ニーズに対応するため将来を見据えて今から取り組むべきもの、総合的に検討する必要があるものについて調査研究を行っています。運営方針や事業計画は区長・副区長・教育長等をメンバーとする「せたがや自治政策研究所運営会議」で決定しています。この度、令和3年度以降の事業計画が決定しましたのでご報告します。

今後は地域行政条例や次期基本計画の策定などの節目を意識しながら、右のプロジェクトに取り組めます。庁内の皆様にご協力いただくことも多くなりそうです。今後のNewsletterにて、随時お知らせしますので、よろしくお願いします。

A. 自治体経営のあり方に関する研究

プロジェクトA-1 地域コミュニティの実態に関する調査研究
プロジェクトA-2 地域行政に関する調査研究

B. 世田谷区地域行政史調査研究

プロジェクトB-1 地域行政史とアーカイブスの整備

C. データの整備と活用

プロジェクトC-1 政策形成力の向上とデータ活用の推進
プロジェクトC-2 セタがや版データアカデミーの開催

D. 連携研究事業

プロジェクトD-1 個別政策支援研究
プロジェクトD-2 特別区長会調査研究機構の研究会参加
プロジェクトD-3 教育総合センターにおける教育委員会との連携

E. 人材育成と情報発信

プロジェクトE-1 人材育成プロジェクト会議(仮称)の運営
プロジェクトE-2 庁内オープンゼミ等の開催
プロジェクトE-3 情報発信(「都市社会研究」「Newsletter」等)
プロジェクトE-4 研究員による独自の研究活動



「地域行政制度」より古い出張所の歴史 主任研究員 志村順一



世田谷区の独自の「地域行政制度」は、平成3年に創設されました。ここで言う「地域行政制度」とは、本所（区全域）—総合支所（5つの地域）—出張所（27の地区）*の3層構造のことです。ただし、平成3年に新たに開設されたのは総合支所であり、出張所はそれ以前から存在しています。出張所はいつ、どのようにできたのか？今回はその話題を紹介します。

現在のまちづくりセンターの前身ともいえる旧の出張所ができたのは昭和22年6月のことです。その時点から23～24か所の出張所が存在しており、管轄エリアも現在の28地区のエリアとかなり近い区分でした。（ただし区の西部では、その後に分割と区域変更が多くみられます。）

アーカイブス資料等の記載を整理すると、出張所が設置された経緯は次のとおりです。

- 戦後の昭和22年3月にGHQの指示をうけて町会等が廃止される。
- それまで、町会には多くの行政事務・証明事務の権限が与えられていたが、4月1日より町会に委託していた事務が区の事務となる。
- これに対応して、旧町会の範囲ごとに区の“連絡事務所”を設置。
連絡事務所には旧町会事務所があてられた。世帯表の整理、転出入の証明、配給通帳の検印などの事務は駐在員が行う。
- 昭和22年5月3日の地方自治法にあわせて施行された政令第15号により、駐在員制度は廃止となる。“連絡事務所”は廃止され、代わって“出張所”が設置されることになった。
- 区は、主に配給事務を処理するため、出張所を人口15,000人あるいは面積4平方キロメートルを標準として設置するとした。こうして、本所管内の76連絡事務所は13の出張所に、玉川支所管内26連絡事務所は6つの出張所に、砧支所管内18連絡事務所は4つの出張所に整理統合が行われた。
- 地方自治法改正（昭和25年）により条例で出張所を設置できるようになり、昭和26年に出張所設置条例が可決され出張所を制度化した。

こうして短期間のうちに、連絡事務所の設置と廃止、出張所の設置という大きな変化を経ました。その後、全出張所の鉄筋化も昭和36～42年に完了しました。地域行政の重要な基盤をなす出張所・まちづくりセンターには「地域行政制度」以前の前史があったと言えます。

なお、補足ですが、支所（玉川支所と砧支所）も昭和22年から存在しており、それ以前も“派出所”として存在していました。その支所は、都から区に大幅な事務移管があった昭和40年の機構改革で機能を縮小しています（都の意向は各区の支所の廃止や出張所への格下げであった）。支所の存在意義は低下し、昭和45年の区の基本計画では支所の拡充ではなく廃止やコミュニティ施設転用の方向性が述べられています。それが大きく転換するのは、次の昭和54年の基本計画の時代からです。

* 現在では、地区を管轄するのは出張所ではなくまちづくりセンターに変わっています。平成17年の出張所改革で拠点の出張所（7か所）に窓口事務を集約しましたが、それ以外の出張所（20か所）も「まちづくり出張所」（平成21年に名称変更で「まちづくりセンター」）として残ります。さらに、平成28年の組織改正で出張所のまちづくり機能を完全に分離し、全地区にまちづくりセンターが置かれました。また、地区数は、令和元年に用賀地区から二子玉川地区が分かれて新設されたため28地区に増えています。

【参考資料】

『世田谷区総合計画（基本計画）緑と太陽の文化都市をめざして』昭和45年

『世田谷区基本計画昭和54～63年福祉社会をめざすヒューマン都市世田谷』昭和54年

『せたがや百年史[上巻]』平成4年

『地域行政検討プロジェクトチーム報告第1部地域行政のあり方』昭和56年

社会調査マスターへの道 第14回 集計・分析の下ごしらえ 特別研究員金澤良太



みなさんは回収した調査票の現物(原票)を見たことがあるでしょうか。委託先から納品されたエクセルのデータはひたすら数字が並んでいるだけで、何か無機質な感じがします。返送されてきた原票をめくってみると、それを記入した人のことが想像されて面白いものです。また、「質問の意味が分からない」など余白に意見が書かれていることもあり、質問の改善に役立つことがあります。

エディティング

エディティングとは、回収した調査票をチェックし、有効票と無効票を区別したり、回答ミスを可能な限りで修正する作業のことを言います。回収票の中には、ほとんど回答されていないものや、まったく回答されていない白票もあります。それらは無効票とし、この時点で取り除いておきます。また、個人を特定されないとしてもプライベートな情報を知られたくないという理由からだと思われますが、回答者の属性に関する質問(性別、年齢、職業、世帯構成など)をことごとく無回答にしている調査票がまれにあります。このような場合は、他の質問にすべて回答しているとしても、分析が難しいので無効票としたほうが良いでしょう。

対象者による回答ミスはどうしても生じてしまうものです。回答ミスは基本的には欠損値扱いになりますが、エディティング時に修正できるものもあります。たとえば、回答ミスのある質問について、同じ調査票の他の質問への回答から論理的に考えると修正できる場合などです。もちろん、調査者にとって都合よく回答を修正するようなことはしてはいけません。

エディティングは複数人で行うことが普通ですので、人によって判断基準がまちまちにならないよう、統一した基準を作って作業にあたることが求められます。

コーディング

コーディングとは、回答をデータ入力できるように数値化する作業のことです。択一式の質問の場合、選択肢の数字がそのままコードになります。それに加えて無回答(と非該当)のコードが必要になります。慣習的に無回答は9(非該当は8)が用いられます。選択肢の数が多ければ、99や999といったように桁数を増やします。このように、回答がそのままコードになるものをプリコードといいます。なお、複数回答の質問では、それぞれの選択肢について選択1、非選択0とコードをふります。

自由回答の質問は、テキストデータの分析手法が発達してきたため、回答をそのままデータ入力することが現在では多くなっています。しかし、質問によっては回答内容を読んでコーディングしなければなりません

(自由回答で仕事の内容を聞く質問等)。これをアフターコードといいます。いずれにせよ大変な作業ですので、よほど必要でない限り、自由回答は避けるべきです。

エラーチェック

コーディングまで終えたらデータ入力をしますが、データ入力を終えたからといって、すぐに集計・分析をしてはいけません。どんなに気を付けてもヒューマンエラーはあるもので、エディティング時の見逃しや入力ミスはどうしても発生してしまいます。そこで、データ入力後にエラーがないか確認し、データをきれいにする(データクリーニング)作業をします。

この段階でチェックするエラーには、入力エラーと論理エラーがあります。入力エラーとは、その名の通り、本来入力するべき値とは異なる値が入力されているエラーのことです。入力エラーを避けるために、同じ調査票を2人がそれぞれ入力し、2つのデータを突き合わせるという方法があります。しかし、単純にデータ入力にかかる時間が2倍になるので、あまり行われません。通常は各質問について単純集計表を出力し、ありえない数値が入力されていないかを確認します。入力ミスを発見したら、原票を確認して修正します。

論理エラーは、2つの質問の回答の間で論理的な矛盾をきたしているようなエラーです。論理エラーを発見するには、論理的に関連のある2つの質問のクロス表を出力します。たとえば、子どもの有無についての質問と子どもの人数についての質問は論理的に関連します。これら2つの質問のクロス表を出力した時、子どもがいるのに子どもの人数を0人と回答しているケースがあったら論理エラーが発生していることになります。この場合もやはり原票を確認し、エラーを修正します。

データの質を高める努力を

今回取り上げた作業は、おそらく調査会社に委託していることが多いかと思います。非常に地味で根気のいる作業ですが、良い集計・分析は質の高いデータからしか生まれません。調査の様々な段階で発生するエラーを発見し、修正することはとても大切なことです。

読者アンケート実施中!

やるべきことを見える化できる「To-doリスト」 & かわいい「PC用壁紙」のデータをプレゼント

▶アンケートに回答する

せたがや自治政策研究所Newsletter

SETAKEN NEWS



2021年3月
29号

大杉所長の「縁」招き 第12回 地域行政「推進」の意義



■いまなお「推進」？！

「(仮称)世田谷区地域行政推進条例(骨子案)」が2月に公表され、区民意見募集がはじまりました。その締め切りは、3月15日必着ですので、ちょうどこのNewsletterが発行されるころです。検討プロセスでは、せた研の一員として支援してきましたし、私個人としても地域行政検討委員会の構成員として関わってきましたので、当然ながら強い関心を持って見守っています。

そこで、検討委員会の最終回での、条例の名称をめぐる私の発言を振り返る(反省する?)ことで、今回の条例制定の意義を私なりに整理しておきたいと思っています。その発言とは、平成3年に地域行政制度が廃止してすでに30年経つというのに、いまなお「推進」といえるかがなものでした。

もちろん、数十年にわたり「推進」され続けているのは世田谷区のみではありません。地方分権にしろ、行政改革にしろ、あるいは交通安全にしろ、美化活動にしろ、結構あるものです。とはいえ、だらだらと推進され続けるのは、SDGsやEBPMや、目標やKPIのマネジが強調されるこのご時世、いかがなものかという思いがあつたのでした。

■住民自治の制度保障へ

しかし、よくよく考えると、いまなお「推進」を唱える確固たる理由はありそうです。

第1に、本条例が制定されれば、世田谷区にとっては初めての住民自治の制度保障となるエポック・メイキングだということです(注1)。地方自治の世界の七不思議の一つに挙げてもいいと思っているのですが、区民の参加や協働抜きには語れない世田谷区政にあって、区民の参加や協働を条例等により法的に根拠づける自治立法がまだ制定されてこなかったのです。そればかりではありません。庁内職員向けのマニュアルを除けば、参加や協働に関する指針等のガイドラインすら存在しないようなのです。

慌てて留保しなければならないのは、個別政策ごとでは例外はあります。いわずと全国に知れた代表例は、世田谷区街づくり条例です。例えば、「区民は、健康で文化的な都市生活を享受し、機能的な都市活動を行

うため、自己に関係する街づくりに参加する権利と責任を有する」(第2条)と高らかに区民参加をうたっています。

しかしながら、ニセコ町まちづくり基本条例(2001年)にはじまる自治基本条例等(参加・協働関連条例を含む)が、2020年4月1日現在、全国391自治体で制定されていることからすると(注2)、今世紀に入ってから、自治立法による住民自治の制度保障という大きな潮流に世田谷区は乗り損ねた感否めません。以降、現在に至るまで、そのときどきに先駆的で素晴らしい政策の数々を世田谷区は打ち出してきましたが、パッチワーク的に捉えられてしまうのもそのせいでしょう。

この点で、今回の条例案は大いなる挽回のチャンスといえます。区政全体での参加・協働の条例化に先立って、地域行政に関する事項はもとより、参加・協働の理念・定義や手続きを条例に盛り込もうというのです。「自治立法体系」としては手順前後の排りは免れないとしても、スモール・スタートと考えれば許容できなくもないでしょう。今後、個別の規定ぶりについては、条例案に固めるまでの精査が焦点となります。

■機関哲学の転換へ

第2に、まちづくりセンターや総合支所の再定義に果敢にチャレンジした点です。とくに、まちづくりセンターについては、「(仮称)世田谷区地域行政推進条例(骨子案)」によると、「区民のより身近なところで、地域コミュニティを醸成し、区民とともにまちづくりを推進するための組織」と位置づけています。「(仮称)世田谷区地域行政推進条例(骨子案)」の考え方と地域行政の見直しの方向性・視点をみると、地区ビジョン、地域計画、地区アセスメントなどを充実強化する方向性や、地域における多様な活動(団体)の連携支援の強化を打ち出そうとしていることがわかります。これは、国の第32次地方制度調査会がその答申で、公共の連携と地域における連携・協働のためのプラットフォームづくりを提言したこととも符節を合わせています(注3)。これまで町会等の地縁団体や各種協議会を主たる対象としてきたまちづくりセンターからすると、その機関哲学の転換にまで踏み込んだ姿勢は注目されます。

と同時に、地域の既存のステークホルダー（利害関係人）との関係性の再編にもつながることですから、これからの策定プロセスでは地域との対話を基調とした、それこそ参加と協働を地で行く、丁寧な対応が必須といえるでしょう。

■地域人材育成の本格化へ

第3に、人材育成に一項目を割いた点は高く評価されます。「まちを知り、まちに愛着を持ち、区民とともにまちづくりに取り組む意欲とまちづくりの専門的知見を持った職員の育成に努める」とあります。まずは、自治体職員たるもの、真っ先に「地域人財。たるべきと考える筆者の立場からすると、頼もしい限りです。

関連して「世田谷区人材育成方針」を見ますと、世田谷区政に求められる職員像に関する基本的視点の一つに「新たな時代にふさわしい地域行政の推進」が掲げられ、その職員像の一つに「地域に愛着を持って借しみなく汗を流せる職員」とあります。方針策定から10年以上が経ち、その間、働き方改革が提起され、兼業許可基準の明確化、コロナ禍でのリモートワークなど公務員のあり方にも顕著な変化が見られます。こうした情勢を踏まえると、「愛着」はしっかり持て欲しいですが、「借しみなく汗を流せる」とまで迫るのはやや重苦しく感じられるかもしれません。地域行政が画期的な転換を迎えるのを奇貨として、じっくり職員の声に耳を傾けながら、地域人財としての人づくりの視点を強化する、新たな人材育成基本方針への改定も視野に入れるべきでしょう。

細かな点はともかくとして、以上、3点を考えるだけでも、地域行政「推進」を前面に掲げ続ける相当の理由はありそうです。とはいえ、検討委員会で私が示した代案、地域行政「基本」。条例と呼ばれるぐらいの堂々たるものにまで育ってほしいと切に願っています。

*読んでためになる注！

注1：住民参加の制度保障に関する一般的な議論については、大森彌・大杉覚「これからの地方自治の教科書」第一法規、2019年、233頁以下参照。また、住民参加の制度保障と現場主義、制度保障の実態把握等の論点については、大杉覚「自治体政策マネジメントと地域発自治創造」大森彌ほか著『人口減少時代の地域づくり読本』公職研、2015年、147頁以下参照。



注2：NPO法人公共政策研究所<http://koukyouseisaku.com/policy3.html>参照。なお、このウェブサイトの情報を参照しつつ充実した情報を提供する、一般財団法人 地方自治研究機構「条例の動き」<http://www.rilg.or.jp/htdocs/ReikiLink.html>の「33 自治基本条例」参照。なお、地方自治研究機構の当該ページは、最近ではメディアで自治体の条例に関する記事のソースとして言及されるぐらい有用です。耳寄りの情報満載です（例えば、鬼の条例。あの「鬼滅」も?!など。どうぞご確認を）。せた研もこういうタイプの役立つコンテンツ作りができればと考えています。



注3：第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（令和2年6月26日）、https://www.soumu.go.jp/main_content/000693733.pdf。なお、同答申については、本Newsletter21号（2020年7月号）に志村順一主任研究員による解説「地域コミュニティの『プラットフォーム』」が掲載されています。あわせてお読みください。



▶記事を読む

シ・セタガヤガク 劇場版 破損古蹟総

前号で「資料でよくわかる 地域行政のひみつ」の連載は終了しましたが、地域行政の関連資料をアーカイブする作業の中で見つかった、令和2年度の最終号にふさわしい資料を2点ご紹介します。1点目は「まちづくり職員研修」のテキスト、2点目は「世田谷独立宣言パンフレット」です。

I まちづくり職員研修 地区計画とまちづくり 「第1回 まちづくりとは何か」昭和55年 「第3回 まちづくりと住民」昭和56年

区職員の研修の一環として実施されたものを収録・作成したものです。第1回は当時の東京大学教授の日笠端先生や、立教大学社会学部教授の奥田道大先生、第3回は早稲田大学政経学部教授の寄本勝美先生や日本大学工学部助教授の野村敏先生の講義の議事録が掲載されています。そして大変残念なことに、第2回がありません。お持ちの方がいらっしゃいましたらお知らせください。



▲読みたい方はせた研へ

II 「世田谷独立宣言パンフレット」平成4年

昭和22年に憲法と同時に施行された地方自治法により、特別区は一般市と同格の自治体として出発しましたが、都に多くの権限が残されたままでした。昭和27年の地方自治法改正により特別区は都の内部団体とされ、区長公選制も廃止されました。以降、半世紀におよぶ特別区の自治権拡充運動が展開されることになります。

昭和49年の地方自治法改正により区長公選制が復活し、東京都の職員を特別区に配属する制度が廃止され人事権が確立するなど、原則市並みの自治体となりました。しかし、特別区が都の内部団体であるという法的な位置づけは変わりませんでした。

そのようななか、特別区は自治権拡充運動を展開し、すでに人口が80万人を超えていた世田谷区でも自治権拡充運動が一層の高まりをみせていました。昭和47年に住民組織による「自治権を広げる世田谷区民の会」設立に向けた準備会が発足したことを発端として、昭和61年に区民、区、区議会の有志でつくる「世田谷“市”実現をめざす区民の会」が発足しました。

当時区長公選制の復活により選出された大場啓二区長は自身の著書で次のように述べています。

「世田谷区ではかなり前から『世田谷“市”実現をめざす区民の会』ができて十万人の署名を集めるなどの活動を広げてきたのですが、ハデな話にはなりませんから、なかなか世間の関心を高めるのがむずかしい。そこで『鬼面、人を驚かす』つもりはないけれど、ポスターに区の姿勢を示したわけです。世田谷区内向けのポスターですから『世田谷独立宣言』としました。企画課が何種類かの候補作を並べて、どれにしますかと意を押しから『これしかない』といったのがこのポスターになりました。世田谷ひとり立ち宣言とか、自立宣言というのもあったのですが。」

平成元年・平成2年・平成4年に「世田谷独立宣言」のポスターを作成しています。画像のパンフレットは平成4年のものですが、当時としてはかなり過激な表現だったのではないのでしょうか。



▶資料の詳細をしてみる

読 書 研 究 所 蔵 書 展 覧

令和2年度に研究所や研究員が購入した本の中から特にお勧めしたい本を紹介します。
貸出しいたしますので、読みたい本がありましたらご一報ください。
まずは今月のおすすめからどうぞ。



研究員必読、所長の推薦図書

エマニュエル・トッドの思考地図 [著]エマニュエル トッド [訳]大野 舞

著者は、ソ連崩壊やイギリスのEU離脱等、多くの予測的中させた「現代最高の知性」とも評されるフランスの歴史人口学者である。

本書は、序章を含めた9つの章で構成され、考えるという行為そのものを仕事としている著者が、「思考する」とは何かというテーマについて、着想から一遍の著作をまとめるまでのプロセスを内省し、体験的事例を挙げながらまとめたものである。

トッドは言う。「私にとって思考することの本質とは、とある現象と現象の間にある偶然の一致や関係性を見出すということ——つまり「発見」をすることです」(3章 創造 着想は事実から生まれる)と。そのためには、座してアイデアが浮かんでくるのを待つのではなく、学ぶことが必要だと説く。自分の仕事の95%は読書であると振り返り、とにかく事実(ファクト)を蓄積することが欠かせないと指摘している。「何かを学び、新たなことを知った時の感動こそ、私が大切にしてきたもののなのです」(1章 入力 脳をデータバンク化せよ)と語り、自分の頭の中に図書館(脳のデータバンク化)をつくることを推奨する(巻末の「ブックガイド」で彼の脳内図書館の蔵書の幅広さの片鱗を感じとれる)。このような知識の蓄積こそが、自らのプロフェッショナルとしての証であり、研究者としての自信の裏付けであるという。そして、閃きが訪れる瞬間については「データの収集や検討というのは、とにかく大変な作業なのです。ところがそんな作業をしていると、ある日突然、体系だったアイデアを思いつくのです」(3章 創造 着想は事実から生まれる)と語る。



筑摩書房

また、今日の大学では知性がフォーマット化され、思考することは学べるが自由に思考することは阻害されていると現状を懸念するとともに、「自分の研究が社会から批判されることを恐れてはなりません。社会をいらだたせるものであるということは、その研究が社会について人々が考えないようにしていることの本質をとらえたのだという何よりの証なのですから」(7章 倫理 批判にどう対峙するか)とエールを送る。

立場の異なる主張や報道を「フェイク」と決めつけ激しく攻撃するような、また、様々な疑問や意見の存在自体を無視するような、社会全体が同じ方向を向くことを極端に求める動きがある中で、良心的な探求心の結果として導き出した結論を主張することの意義と同時に、その難しさを考えずにはいられない。うっかりするとたちどころに炎上して袋叩きにされてしまうなど、声を上げること自体が難しくなっている空気感を否定できない昨今の社会の状況にあって、トッドのメッセージはあなたの心にどう響くだろうか。

(次長 眞田幸人)

『社会的ネットワークと幸福感——計量社会学でみる人間関係』 [著]原田 謙

ここ10年ほどの間に、日本社会における人間関係の語られ方は目まぐるしく変わりました。2010年にはNHKで取りあげられた「無縁社会」が話題となりました。その翌年には、東日本大震災における避難と復興の過程を踏まえて、絆が再評価されました。同じころにスマートフォンが急速に普及し、多くの人がSNSをごく当たり前に利用する世の中になり、人間関係の広がりと同時に希薄化が言われ、またネット上のつながりの負の側面も指摘されるようになりました。

そして、現在はコロナ禍の真ただ中にあります。対面的な関係が持ちづらくなり、孤立リスクの高まりがある一方で、遠隔のコミュニケーションの利便性と気楽さが広く知れ渡り、ポスト・コロナの時代には対面的関係のかなりの部分がオンラインに代替されるだろうという期待が持たれています。

このように、人と人とのつながり(社会的ネットワーク)の語られ方は時と場合に応じて大きく異なり、プラス面が強調されることもあれば、マイナス面が強調されることもあります。うわついた言説に流されずに、どのような社会的ネットワークが人々のWell-beingにつながるのかについて真剣に考えるということが、コロナ禍を生きるわれわれには求められるのではないのでしょうか。本書で提示される概念と方法は、そのヒントを与えてくれるはずです。

(特別研究員 金澤 良太)



勁草書房

※こちらもおすすめ→石田光規『孤立の社会学——無縁社会の処方箋』勁草書房/森岡清志『改訂版 都市社会の人間関係』放送大学出版会。



日本経済新聞出版

『孤立する都市、つながる街』 [編著]保井 美樹

[編]全労済協会「つながり暮らし研究会」

タイトルが示すとおり「孤立」から「つながり」へ、がテーマです。都市は自由で可能性に溢れている一方で、様々な形で孤立・孤独や無縁による

困難が生じています。都市や地域での「孤立」に対抗する小さな活動の事例を報告し、都市はたんに1つのシステムではなく「またひとつの実践である」と、つながりと対話の実践に期待が込められています。

(主任研究員 志村順一)

『市町村と地域自治会』 [著]日高 昭夫/『地域分権時代の町内会・自治会』 [著]中田 実

町会・自治会は①一定の区画をもち、その区画が重なり合わない、②世帯単位、③原則として全戸加入の考え方に立つ、④課題の分野を問わない包括的な関与、という点では、両著者の意見は一致しています。

日高はそこから、「町会・自治会=第3の地方政府」であるという視点から、行政と町会・自治会は「機関委任事務的な寄生的相互依存関係」にあったと指摘し、今後行政と町会・自治会双方の「行政改革」が必要であると論じています。

一方、中田は①-④であるがゆえに地域を代表する存在であるとし、地縁という共同生活をおくる地域の共同管理のための存在であるとして、民主的な活動を通じて行政への意見表明ができる存在となるという展望を論じています。

比較しながら読むことで、戦後GHQにより解散させられたにもかかわらず今も存在し、低下したとは言え

他に類を見ない加入率を誇る「任意団体」町会・自治会についての理解が深まります。(研究員 田中陽子)



山梨ふるさと文庫



自治体研究社

日高「基礎的自治体と町内会自治会(香風社)」も紹介したがったのですが、残念ながら版元に在庫がなく買えません(区立図書館も蔵書なし)。中央図書館レファレンス経由で他の図書館の蔵書を借りられますので興味がある方はぜひ。



中公新書

『日本の地方政府 1700自治体の実態と課題』 [著]曾我 謙悟

地方政府(地方自治体などとも呼ばれる)とは都道府県・市区町村のことですが、一般に行政機構つまり役所のことと考えられがちです。本書は、

地方政治、地方経済、地域社会、国との関係など、多面的に地方政府の実態を論じています。読みやすいコンパクトな新書で地方政府にかかわる様々な論点や現状を知ることができます。

(主任研究員 志村順一)

その他今年度購入した主な書籍

『ほしい暮らしは自分でつくる ほくらのリノベーションまちづくり』 [著]嶋田 洋平, 日経BP社

『自治体改革—歴史と対話』 [著]松下圭一, 法政大学出版

『新しい公共』と新たな支え合いの創造へ』 [著]渡辺 幸子・大杉 寛, 公人の友社

『コミュニティ事典』 [著]伊藤 守ほか, 春風社

『持続可能な地域のつくり方』 [著]寛 裕介, 英治出版

『地域社会の将来人口』 [編]西岡八郎ほか, 東京大学出版会

『都市から考える公共性』 [著]今田高俊, 東京大学出版会

『自治から考える公共性』 [著]西尾勝, 東京大学出版会

『住民自治と地域共同管理』 [著]中田実, 東信堂

『ほっとかない郊外』 [著]泉北ほっとかない郊外編集委員会, 大阪公立大学共同出版会

その他の蔵書は[こちらで](#)
ご確認ください



今月のトピックス 都市社会研究13号を発行しました

『都市社会研究』は、学術研究の発表・発信を通じた政策形成の基盤づくりや、実践的な内容をもち、公共の利益に資するような研究の発表の機会とすることを目的に発行しています。



最新の13号の特集テーマは『これからの自治体経営とプラットフォームの構築』です。令和元年度に「世田谷区自治体経営のあり方研究会」で座長を務めていただいた、東京大学教授の牧原出先生をはじめ、異なる分野をご専門とする先生方に様々な視点で論じていただきましたのでご紹介します。

今号テーマである『[これからの自治体経営のあり方](#)』を牧原先生、[『参加と協働のこれまでとこれからの行政運営』](#)を東洋大学教授の沼尾波子先生、[『町会・](#)

[自治会を基にした基礎的自治体における地域コミュニティのあり方』](#)を山梨学院大学特任教授の日高昭夫先生、[『おやまちプロジェクトを題材にした新たなまちづくりプラットフォームの有効性』](#)を東京都市大学准教授の坂倉吉介先生が論じています。また、[二子玉川のエリアマネジメントの活動に絡めつつ、住民主導のまちづくりについて](#)用賀まちづくりセンターの谷亀副参事に執筆していただきました。

地方自治の価値とは何か、自治体経営の目標は、地域コミュニティのあり方は…。そう問われた時に、私たち職員はどう答えるのか。論文を読んで、再考のきっかけにしたいかがでしょうか。

ほかにも、公募の論文2本、研究上の問題提起や自治体の政策に関する研究ノート2本を掲載し、区内の地域活動に関わる報告3本を掲載しています。

世田谷区ホームページでも公開していますので、是非ご覧ください。

▶都市社会研究最新号の内容を[見る](#)

社会調査マスターへの道 第15回 よく見かける〈不適切な〉グラフ 特別研究員 金澤良太

データをわかりやすく提示するため、あるいは見る人の興味をひくためにグラフを用いる機会は数多くあります。表よりもグラフを使ったほうが直感的にデータを理解することができ、スライド資料を用いたプレゼンなどにおいては有効な手段だといえます。しかし、見る人が一目で理解できるからこそ、グラフを作るときは細心の注意が必要です。不適切なグラフは、それを見る人に間違っただけの印象を与えたり、誤解を生じさせたりしてしまうからです。

強調≠わかりやすさ

図1は世田谷区の長期人口推移を棒グラフにしたものです。矢印で人口が増加していることを強調していますが、これによって問題のあるグラフとなっています。棒グラフをよく見ると、増加の割合は一定ではありませんし、若干の減少が見られる時期もあります。矢印があることによって、「一貫して増加している」とか「減少した時期はない」というような印象をあてかねません。



図1. 不適切なグラフ①：矢印による印象操作
出典：『世田谷区政概要2019』より筆者作成

親しみやすさ≠わかりやすさ

イラストを使って親しみやすくしようとすると、かえって実際の数値がわかりづらくなってしまいます。たとえば、図2は成人男性の平均喫煙率をたばこのイラストを使ったグラフで表現しています。親しみやすさがありますが、誤解を招く可能性が高いです。このグラフは高さにのみ意味があるのですが、立体的なイラストを用いることで変化が実際よりも大きく見えてしまうのです。ちなみに、実際の数値は1965年が82.3%、1990年が60.5%、2015年が31.0%です。

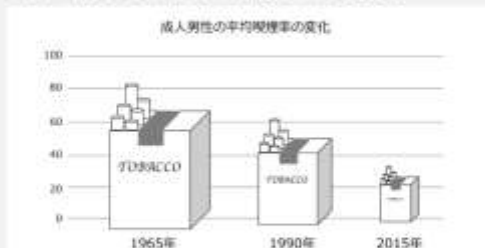


図2. 不適切なグラフ②：イラストが誤解を生む
出典：『全国たばこ喫煙率調査』より筆者作成

見栄えの良さ≠わかりやすさ

見栄えの良いグラフとわかりやすいグラフはイコールではありません。円グラフの見栄えを良くしようとすると、楕円や立体にしているケースがよく見られます。しかし、錯覚によって誤解が生じる可能性があります。図3は区内の各地域が占める面積の比率を立体的な円グラフにしたものですが、手前側にある玉川地域の占める割合が大きく見えます。また、北沢と烏山の差は2%に過ぎませんが、もっと差があるように見えます。もしデータの数値が記載されていなかったら、多くの人は間違っただけの理解をしてしまうことでしょう。



図3. 不適切なグラフ③：手前が大きく見える
出典：『世田谷区政概要2019』より筆者作成

調査者には結果を適切かつ分かりやすく表現する能力も求められます。適切なグラフのつくり方については、岩井・保田(2007)の6章が参考になります。

【文献】

岩井紀子・保田時男, 2007, 『調査データ分析の基礎: JGSSデータとオンライン集計の活用』有斐閣。

編集後記

○桜の季節が来ました(皆様おすすめの桜はありますか。私は砧公園のソメイヨシノです)。年度末のお忙しいところお読みいただきありがとうございます。要望の多かった書評を一挙掲載しました。いかがでしたか。来年度からは毎月交代で連載します。読みたくなったら「せた研」まで。
○好評連載の社会調査マスターへの道は全15回をもちましていったん終了します。読みやすくまとめた形での庁内公開サイトへの掲載も準備中ですので、お楽しみに。まとめる最中に回数のずれに気づいたことは秘密です。(田)

読者アンケート実施中！ かわいいPC用壁紙カレンダーとウェルカムカードをプレゼント

▶アンケートに回答する

